

聞き書き・わが国における法史学の歩み(五)

—— 塙浩先生の法史学を語る ——

わが国における法史学の歩み研究会

代表 岩野英夫

はじめに

岩野 本日は、年末という、そうでもなくともお忙しいときに、「塙浩先生の法史学を語る」座談会のためにお集まりいただきまして有り難うございます。塙先生がお亡くなりになりましたから、もうすぐ丸一年がたとうとしております。先生が、わが国における法史学の歩みの中にどのような足跡を残されたのかをいろいろにお話し合いただければと思います。

座談会にご参加いただきました上山安敏先生（京都大学名誉

教授）は塙先生と同じ年のお生まれ、大学も学部も専門も同じですので、塙先生の法史学を語る上で、これ以上の方はいらっしゃらない、そう思います。西村重雄さん（九州大学）は、ご自宅に近い塙先生のお宅をよくお訪ねになったと伺っておりますし、先生のご信頼も厚かったとお聞きしています。瀧澤栄治さんは神戸大学における先生の後任、三成美保さんは摂南大学における先生の後任ですので、先生がご自分の後を託すに相応しい研究者として評価された方々です。

少し堅苦しい前置きになってしまいましたが、座談会の方は

気楽に、ざつくばらんにお願いたします。それからこの企画が、平成一四年度―一六年度「科研費(14520015)」によるものであることを申し添えおきます。

一 略歴と業績

略歴

岩野 それでは、まず、私の方から先生の略歴を簡単にご紹介します。先生は、大正一四(一九二五)年二月二六日に京都市でお生まれになっています。京都府師範学校附属小学校尋常科を昭和一二(一九三七)年に卒業され、同じく京都府立京都第三中学校を昭和一七(一九四二)年に、昭和二十(一九四五)年に第五高等学校文科甲類を、昭和二三(一九四八)年に京都大学法学部を卒業されています。

昭和二三年四月に京都大学文学部哲学科に入学、翌年十月に退学されています。昭和二五(一九五〇)年四月に京都大学法学部大学院に入学され、田中周友^{かねとも}先生のもとで西洋法制史を専攻され、昭和二八(一九五三)年一二月に退学、同年同月一六日付で神戸大学法学部講師になられ、昭和三一(一九五六)年に助教、昭和四一(一九六六)年に教授に昇任、昭和六三(一九八八)年三月二日に退職をされています。

昭和六三年四月一日から摂南大学法学部教授になられ、平成五(一九九三)年三月に退職されています。

留学は神戸大学時代に四回されていて、昭和三八(一九六三)年一月から翌年一月までと、昭和四六(一九七二)年四月から同年十月まで、昭和五三(一九七八)年四月から同年十月まで、昭和五八(一九八三)年五月から同年九月までです。摂南大学に移られてからは、平成元(一九八九)年七月にヨーロッパに行かれています。四〇日間ほど滞在されたようです。

平成一四(二〇〇二)年一月二日にご逝去されました。

業績

瀧澤 私から、塙先生の業績を紹介させていただきます。先生は、昭和二八(一九五三)年一二月に神戸大学の講師になられる直前の九月に「フランク時代末における封建裁判の形成に就て」という論文を発表され、翌年に「フランスにおける封建裁判に就て」を書いておられます。ただこの最初の二作品は著作集との関係では不収録作品として、先生ご自身は著作集に収めようというお気持ちは持っておられなかったようですが、先生の最も初期の作品となります。

三番目に、「フランス中世占有訴権論序説」を昭和三十年にお書きになり、これが著作集第三卷『ゲヴェーレの理念と現実』に入れられます。私としては注目をしているのですが、この第三卷の「はしがき」に、その後の研究の出発となることが書かれています。読んでみます。「私には、少なくともフランスを舞台にしての私法史の統一的紹介という大きな仕事が残されている。これに関しては、既に少しく作業を始めてはいるが、実現の成否は今のところ定かではない。この広大な私法史の領域で、僅か一点を占めるに過ぎないが、とりあえず、私が若い頃から関心を寄せてきたゲヴェーレ（＝セズィヌ）の変遷過程についての三作品を、ここに収録した」。

ここで言われているその後の研究というのはフランス私法史ですが、やがて「フランス」がとれて、「世界」の私法史というかたちで仕事が進められていくことになります。とは申しませんが、埴先生はいろいろな問題を錯綜させて作品を公にされていかれるのですが、やがて、第五卷『フランス中世領主領序論』に収められた「西洋法史学の課題」という論文で最初の研究課題、どうやって研究するかという問題意識が出されてまいります。この第五卷が、先生にとって博士学位を授与される作品となります。

原典の翻訳としては、昭和三二（一九五七）年から三七（一九六二）年にかけて、第一卷『ランゴバルド部族法典』に収められた作品「ロタリ王法典邦訳」「ランゴバルド部族法典附加勅令邦訳」が出されていきます。その間に挟まるかたちで、昭和三五（一九六〇）年に、「フランス法史上の権力と刑事法」が公にされています。この作品は第四卷『フランス・ドイツ刑事法史』に収められます。

この原典邦訳が終わると、ゲヴェーレに関係する仕事に戻られます。昭和三七（一九六二）年から三八（一九六三）年にかけてですが、オイゲン・フーバーの「ドイツ物権法におけるゲヴェーレの意味」を翻訳され、発表します。これは著作集第三卷に収録されています。

そして昭和四十（一九六五）年になりますと、第五卷に収められている作品のテーマであるフランスの封建制の問題に戻って、「フランスドル伯領城主支配圏制度に関する一所説」「フランスドル伯領城主支配圏序説」が発表されます。このように、先生は、いくつかの主題を交互に展開する、あるいは間に挟めるというかたちで作品をお書きになっておられます。

次というか、同時並行的に原典の翻訳に着手され、第二卷としてまとめられる「ボマノワール ボヴェジ慣習法書」の訳

が昭和四十年から四六(一九七二)年にかけて発表されます。この作業に先立って、先生はフランスに留学されておられますので、そのときに資料収集をされ、戻られてから原典邦訳に取りかかったということかと思えます。

しかし調べてみますと、とても真似ができないことなのですが、第八巻のフリッツ・シュルツ『古典期ローマ私法要説』としてまとめられる作品の翻訳作業がなんと実にこれまた並行して進められております。第八巻の「はしがき」で、先生は、この「古典期ローマ私法要説」の翻訳をいつ始めたか定かではないうが、昭和四十(一九六五)年頃ではなかったかと思うとお書きになっています。公にされるのは、昭和五一(一九七六)年になってからなのですが。

第四巻に収録される原典翻訳「カルル五世刑事裁判令(カロリナ)」「バンベルグ刑事裁判令(バンベルゲンシス)」の訳も、昭和四三(一九六八)年から四七(一九七二)年にかけて、「ボヴェジ慣習法書」やシュルツの著作の翻訳作業と並行して進められ、発表されています。

第六巻『フランス民事訴訟法史』に収められる、フルニエの「フランス中世カノン法訴訟制度要説」の翻訳が発表されるのが昭和四八(一九七三)年、四九年です。昭和五一年から

は、昭和六一年に、翻訳書としてまとめられて創文社から出版されるオリヴィエ・マルタン『フランス法制史概説』の訳が公にされ始めます。

昭和五三年に再びパリにお出かけになりますが、そこで集められた文献をお使いになって、フランス民事訴訟法史に関する作品を昭和五六年、五七年に次々と発表されますが、これは第六巻に収録されています。

そして、ここでも、また、同時並行的に、第七巻『ヨーロッパ商法史』に収められる商法史関係の作品が昭和五七(一九八二)年から発表されていきます。

昭和五九年からは、東欧関係のものなど、第九巻、十巻の『西洋諸国法史』に収録される作品が、これも続々と発表され始め、フランス公法史にも手を着けられるなど、今回、第二十巻を編集することができるほどのお仕事を残されます。

第一巻『西欧における法認識の歴史』までが、著作集の第一期刊行ということで、一九九二年に一挙に公刊されます。

第二期の刊行は一九九八年から始まり、二〇〇〇年に出た第一九巻『フランス刑事法史』まで、先生ご自身の手でおまとめになることができました。令夫人の堀陽子先生とご相談しながら、これまでの著作集に収録されていない作品を編集して第

二十卷『ヨーロッパ私法史』を出す作業をいま進めているところ
ろです。

そこに収められるものの中に、エンゲルマンの「民事訴訟法史」の邦訳がございます。昭和五年にフランス民事訴訟法関係の論文「フランス民事訴訟法史研究序説」を発表されているのですが、その時期に、どうも、エンゲルマンの著作も訳さされてきたようです。エンゲルマンについてはもっと早く著作集に収める予定にされていたようですが、事情があつて遅れ、今回、第二十巻に収めることになったものです。

このように精力的にお仕事をされ、作品を次々と出されたわけですが、第九巻の「はしがき」の中に、ご自身の諸作品が、「世界法史」を構想された恩師の田中周友先生の「意図された課題を少しでも推し進めえたことになれば、喜ばしく思う」と書かれています。封建制の研究が出発点になっていますし、公法史に関係した数多くの作品を世に出されていますが、私としては、私法史を中心とした、世界の法史を研究することが、先生が一番されたことだし、されたことでないかと思うのですが、上山先生に、塙先生の研究の原点などをお話しいただければと存じます。

二 塙法史学概観

研究の原点

「最先端のテーマに向かう」

上山 身近にあつて、しかし研究としてはまったく対極的な方法なので、お互いに気心は非常によく分かっているという関係でしたが、「あんたはあんた」ということでした。一緒にずっと研究をし競り合う中で切磋琢磨するというそういうふうなことじゃなしに、お互いに外からすつと見るまなざしとか、そういうことであつたのではないかと思います。それは一つはね、京大のよさでもあつた。「お前はお前、あなたのしたいことを勝手にやりなさい」というのが、こういうことになつて現われたんじゃないかと思うのですがね。

「ゲヴェーレ論」

塙さんの研究の流れというのは、初めはね、封建裁判からゲヴェーレでしょ。フランスのゲヴェーレを扱っているけど、ゲヴェーレ論というのは、まず一番はドイツのゲヴェーレで、知行と結びつく公法史の中のゲヴェーレと私法の占有に結びつくゲヴェーレというように、私法史と公法史がドッキングする一つの接点として、ゲヴェーレはドイツである当時は大きな問題

だったわけです。ザクセンシュピエーゲルにおけるゲヴェーレ論とか。ゲヴェーレ論というのは、どちらかという和法律学の方のやり方でしようね。歴史学の方からはゲヴェーレ論はなかなか分かりにくい、法律学の一つの聖域のようなかたちだったです。

〔国王自由人学説〕

そういうところからどうして入られたか。僕らが推測するのは、世良晃志郎さんがやっていた国王自由人学説、あの頃の一番華やかなドイツの国制史研究、それが当時の法制史学会の最も大きな山脈だったわけですね。「国王自由人学説に非ざれば人に非ず」、と我われはよく言われたけど、それは鼻息が荒い。その中に属さないものは人ではない、というほどの意味が、言葉には出さないけれども、ありましたね。あの頃から、学会は、全部が一つのテーマに向かって羊の群れのようにざあっと進んでいく、そういうところが、一つにはあったんじゃないかと思うんですね。今の学会のように、全く分散して、己がじしという体制とはまた違うものが。

それだけ戦後の学界そのものに、講座派とか労農派とかいうように、一つのシュレーというか、小さなファカルティのシュレーじゃなしに、知的な一つの潮流としてのシュレーがあるも

んだから、全国規模で集まる。世良さんのグループもそうだったと思います。

その点では、あの当時、法科風と文科風と言われていたけど、世良さんは文科風だったわけですね。世良さんは法律学の中に閉じこもるのではなく、外に接点を結ぶ、そういう意味においてはドイツの歴史学の方法論を入れると同時に、社会科学としてはウエーバーの方法だとかマルクスだとかの方法も意欲的に取り入れられている。方法論自体が、非常に学際的な方向を取っていた。だけれども、その一つの大きな知的財産はやはり、ゲヴェーレ論から入っているんですね。

〔原典史料の翻訳〕

その当時、もう一方では、久保正幡先生が翻訳されたサリカ法典とか世良さんのバイエルン法典とか、部族法典に向き合うことに法制史の大きな仕事としての意義づけがあった。原典史料は日本において啓蒙的な意味合いを持つ、だから、という使命感ですね。部族法典と取り組むことが、法史学の大きな課題としてあった。

〔学界の東〕

その点においては、塙さんは、恩師の田中周友先生の方法がある意味で古いと言えば古いというか、そういうこともあって

東の方を向いていたわけですから。そうして、封建制を問題にされた。封建制と言えば、社会経済史や歴史学の中で、「封建制から資本制へ」という移行の形態をめぐるテーマが研究上の大きな意味を占めていたでしょ。西洋史の中でもこのテーマが主流になりつつあった。塙さんの関心は封建制の問題に行ったわけだから、当然、そういう流れの中に入られたと思うんですね。

ところが僕なんかはまったくそれとは無縁で、田中先生のもとで蛸壺というか井の中の蛙というか、そんな状態で、全然知らない。知らないもんだから、塙さんがたまにきて、「東京ではこうなんだよ、こうなんだよ」と、外から情報を入れてくれる。なるほど、と。新しい知識を、外国人から聞くような意味合いを持って聞いていたわけですね。

「学界の西」

その点では、京都は、なんていうか非常にゲシュロツセンさされた、閉ざされた社会だった。そんなことで、ユースキーヴイーレ（市民法）などの翻訳に沈潜しておけばいいというので、「ディゲスタ（学説彙纂）」の翻訳などしていました。それも翻訳としての最高の意味づけのもとでされるとか、外国との接点の中で鍛えられるとかではなく、京都大学西洋法史研究会という、我われのごくプリミティブな翻訳共同体を作ってやつ

ていた。そうやっていたんだけど、塙さんはそうじゃなくて、我われがそうしなかつたそこそこをやられたと思ひますね。

独自の道へ

「世良晃志郎」

上山 出発点は田中周友先生とは違う。我われの研究会にも入られない。一人、群れから外れるというタイプでしょうね。塙さん自身、孤高を保ち、自分の好きなようにされる。一つのセクトを作らない。何々の仲間の中に入ることがない。ゲヴェーレなど世良さんの枠の中に入りながら、疑惑が出たと思うんです。塙さんはあまり好まなくなつた、恣意的かもしれないけれど、僕はそう思いますね。入っているんだけど、もう一つ感覚的には合わない。

合わないことの一つは、だいたいドイツの国制史グループですから、なんと言つたつて、やつぱり、世良さんのように、はじめに概念ありき、問題意識ありき。これがない者がなんで歴史か、となる。歴史意識という前提がまず出てくる。なんのために歴史をやるのかという雰囲気、「あなたは一体なんのために研究をするのか」という意味合い、そういうものを強く持つ

ている。それは、戦後の歴史学の全体の雰囲気でもあった。

他方で、マックス・ウェーバーみたいな、ある意味で忘れられていたものがそつと出てくる。ウェーバーはずつとあったわけじゃなくてポコッと出てきたわけでしょ。マルクスがあるからウェーバーが出てきたんだけど。世良さんは、そのうちに、マルクスからウェーバーに変わられる。

〔堀米庸三〕

また堀米庸三さんが新しい堀米史学を切り拓く。木村尚三郎さんのような線につながる、社会史ではなく文化史のようなものを、堀米さんは一方で持っていた。世良さんとは違っていた。世良さんは、なんといいても法律学から入っている。だから概念に強い。マックス・ウェーバーも法律学の概念法学の訓練を受けていたから、論理的整合的で、緻密な思考の持ち主です。その点で、頭脳明晰な世良さんにはびつたり合っていたのではないかと思っています。

悪しき概念法学をばつさり切りながら、しかし歴史学の実際の作業の面では、まず概念を非常にはつきりと構築していますね。ドグマティックの概念じゃないんですね。そういう点は堀米庸三さんなんかとは違っていたのではないかと思うんですね。

〔フランス法への傾斜と原典史料の翻訳〕

話が広がってしまっただけど、塙さんは初めの頃フランスの封建裁判、中世占有権をやられていますね。ゲヴェーレでもフランスのそれが対象。大半がドイツをやるなら、わしはフランスだという、そういうことだったんじゃないかと思うんですが。ただ実際、塙さんの法学史観はフランス的だと思うんです。ラテン的だと思うんですわ。塙さんの好みというのは。どうもそういう感じがするんですね。

ドイツであれば概念ありき。いろんな体系性があつて。田中先生の書かれた『世界法史概説』でもある種概念性があるものだから、体系性がピチッとあつて、システマティックな世界法史をガチーッと作るわけです。中身は実際どうか分からないけど。思维体系の中ではどうか、観念論の上においては、世界法史はかつちりしている。田中先生はいま思うと明晰な方で法解釈学、たとえば判例研究もやられていますが、見事ですな。

塙さんは、そうではなかった。塙さんは最終的には世界法史に行かれるけれども、別の回路を通つてのことだったと思うんです。

転機

上山 「ロタリ王法典」「ランゴバルド部族法典附加勅令」やオイゲン・フーバーの「ドイツ物権法におけるゲヴェーレの意味」を訳されたりもしているけど、そもそもこの線で行けたかという点、そうではない。世良さんの研究会に属されましたし、それに、あの頃の研究会は、皆がやっているからどうしてもしなければならぬ、ということをやったんじゃないかと思うんですけども、しかし、ボマノワール「ボヴェジ慣習法書」などの翻訳になると、これが、これからの自分の専門だという気持ちでやられていったのではないかと思えますね。それから、だいたい、塙さんはフランス法に傾斜しているのではないかと思えます。

学風

[université]

上山 僕らも不思議なんだけど、塙さんはあれだけフランスのことをやるんだからアナール学派などの方法に行かれるかと、僕などはある段階で思ったことがあるんだけど、そういうものには塙さんは全然関心を示されなないですね。フランスだと université の Collège de France の二つの体制があつて、

聞き書き・わが国における法史学の歩み(五)

université の方の大学は非常に古典的ですね。ドイツよりも古典的である。ローマ法をじっくりやっていく方だから、こちらの法史の方に塙さんは入られたんだと思うんです。

オリヴィエーマルタンの『フランス法制史概説』はドイツのように一つの体系性でまとめるというより、大きな時代区分、年代的な区切り方で時代を潜つて叙述する。概説ではあるわけでしょうが、経済とか法、政治、裁判機構、大学だとかいろんなものを渾然一体にしてその中のほんの一つとして法源を位置づける、そういう全体の総合的な叙述ですね、マルタンは。このあたりは、ドイツ法史の概説とは非常に違う。

ドイツ法史は体系性を前提にするから、私法史と公法史とに分かれざるをえない。近代私法史、ドイツ国制史というように、ナチス前段階から非常に面白い学問を作りだしますけど、そういうものとは違うフランス法制史、法と政治が渾然一体になった法制史というものがあると思うんです。現在から見ると大変に読みやすい。その点では、塙さんはいいところに移られたのではないかと思うんですね。翻訳にしても、翻訳が生きているということではないかと思うんです。

「法学的法史学」

それと塙さんは民事訴訟法とか商法史とか、法学部の学生の

同志社法学 五七巻三号 二二九九(一九八九)

ための分野を意識した中で、一つの研究分野を作られたということでしょうね。これは、今までの法制史をやっている者にとつては、「あれは一体なんのこつちや」ということなのかもしれないけれども、二十巻にわたる著作集で見ることができる今日のようなものになってくると、完全に法科風が生きている。

あの人は、法科風、文科風と強いて言うならば、法科風の、法学部のための法制史、法史学がどういう意味合いを持つかということを意識されていたのではないか。私は法学部の法史学をやるんだ、という枠の中から研究するという意識を強く持たれたのではないかと思えますね。

「フランス的マンテリテ」

たまたまだけれどもフランスを選ばれたのは幸運だった、と僕は思うんだけど、フランス的なものの考え方も一種の好みとして合ったんじゃないかな。ドイツ的に精緻に、精密機械のように、ものの割り切り方をしなければおさまらないタイプ、グルンドリツヒカイトというか、徹底してやるというか、概念が先行していくというふうなタイプには合わない。フランス感覚というか、フランス的なマンタリテが、人生観としても合ったのではないかと思うんですね。好んでラテン系のところを選んでる。

枠としてのローマ法文化圏

上山 法学部の中の法史の場合、まずローマ法がある。世界法史と言ってもドイツ、フランス、イギリス法系が中心で、いずれもローマ法ですからね。コーシャツカールの言うローマ法の継受がヨーロッパにあった。今のEUのようにどんだん広がるけれども、結局は全部がローマ法の文化圏の範疇の中での法ということ、ある一つの統一性ができるという考えを持っていたのではないですかね。イスラムとかアジアとか極東とか、日本だとかではなしに、つながりがずーっと持たれている中での世界法史を、埴さんは切り拓いているという感じがしますね。

一歩飛び越えて非ヨーロッパ的、アジア的、イスラム的となってくることはない。東欧からロシア、スペインとかその選択眼が広いようだけれども、そこには強い統一性がある。ローマ法の政治圏が枠としてあるのではないかと思えます。

世界法史

上山 そういうように進んでいくと、いつの間にか世界法史に行く。「僕は最近、世界法史の方にだんだん行っているんだ」と言っていましたね。世界法史を構築するという大げさなことではなくて、やっていけばいくほど世界法史に行ってしまう。

そして、そこに法制史の醍醐味があるのではないかと、体験的に感じられたんじゃないかと思うんですね。傍^{はた}から見れば変わったことをしていると思うけれども、塙さんにすれば、法制史としてやればやるほど行き着くところは世界法史というかたちになる。体験の積み重ねの到達点が、世界法史だったのじゃないかと思えますね。

田中先生とは時代も違うし、出発点も非常に違っていたんだけれども、できあがったもので言うと、世界法史という大きな看板の中では大変によく似たものを晩年には結果として出されていたんじゃないか。そういう感じですね。

三 塙浩と法律学

学生のころ

〔法律に対する緻密な理解〕

西村 翻訳を見て感じるのですが、塙先生は本当に法律がお好きですね。法律っていうものが生き甲斐のような。そうでなければ、あれだけの細かい問題について扱えないですよ。時どきお邪魔してお話を伺ったときも、そういう気はいたしましたですね。

瀧澤 この前、著作集の第二十巻の刊行の関係で、生原稿を起

聞き書き・わが国における法史学の歩み(五)

こして校正したんですが、実務も混じった本当に細かいことをきちんきちんと押さえて翻訳されて、細かいところまできちんと訳されて、それはすごいなと思いました。そのすごさの源は、結局、好きだということなのでしょうが、びっくりしました。

西村 塙先生が学生の頃というのは、大学で授業があまりない時代じゃなかったでしょうか。だったら塙先生はどこで法律を勉強なさったんでしょうね。昭和二十年三月、五高をご卒業されて、一三年三月、法学部卒業ですよ。食うや食わずの時代ですもの。授業も、あったとしても、それほどない、大変だった時期ですものね。

瀧澤 随想で、その頃のことを書かれていますけど、勉強どころの話ではなかったようです。丸々三年、大学で勉強されたということでは決まっていけませんね。

〔兵役〕

西村 三年間、これは旧制の大学の正規の在学期間ですよ。ええと、しかし入学前の二十一年一月から入学後の十月まで兵役に服されていますね。兵役の途中で入学なんかできたんでしょうか。

上山 僕なんかも、塙さんと一緒で、昭和二十年三月に高等学

同志社法学 五七巻三号 二二六一 (九九二)

校を卒業して四月に京大に入っているんですよ。ただ、同じ三月に兵役に服したので大学を卒業したのは昭和二八年三月。四、五年向こうに、シベリアにいたことになる。そういうふうな関係でしょう。

西村 上山先生は、日本に昭和二十年に戻ってこられたんですか。

上山 僕は、昭和二四年一月ですわ。

西村 法学部にまっすぐそのまま行かれたのですか。

上山 昭和二十年三月に高校を卒業、同じ三月に入隊。四月に法学部に入った、ということなんだけれども、これも分からへん。あとから、うわさ話で、法学部に入っておったぞと聞いただけ。二四年十一月に帰ってみたら、そのとおりだったということなんですわ。事務室の窓口に行ったら、「籍がありません。ご苦労さんでした」と言われ、ああ書類があるんだなと初めて分かった。だいたいこのあたりのことはね、いろんな人生の中でも先がまったく分からないかたちで、右往左往していた時代ですね、各人が。まったく分からない。

西村 そうすると、塙先生も上山先生も高校を卒業されてすぐ大学に入られたけど、かたちの上だけで、実際には兵役に服しておられたわけですか。

瀧澤 塙先生ご自身、そのようなことを随筆の中で書かれていますね。

岩野 「わが青春時代」というタイトルの随筆ですね。その中に昭和二十年正月に一兵卒になったこと、学籍だけはその春に京大法学部に移ったと書かれています。空腹と苦役に悩まされたこと、ほとんど毎日殴られたこと、入営後二か月余りで死線をさ迷うほどの病気になったことや戦争終結で奴隷的拘束から解放されて再び自由を得たという感慨なども書かれています。

陽子先生が随筆集の刊行のための作業を進められていて、現在、初校の校正をされています。タイトルは、「コクリコのうた」です。ひなげしのうた、ですね。瀧澤さんが名付け親だとお聞きしています。

瀧澤 先生が残された随筆の中に「コクリコのうた」という表題のものがあって、随筆集の書名にどうかと思っ、陽子先生にお話ししました。お決めたのは、陽子先生です。

「文学部へ再入学、宗教学」

西村 しかし、法律というのは、頭のいい人はバツと分かるのかもしれないな。勉強にそんな長くかかるもんでないのかもしれないな。だってそのあとは文学部に行かれて、宗教学専攻。久松真一先生が講座主任。禅をなさっていた方でしょう。

岩野 久松先生ですね、明治二二（一八九九）年のお生まれ、昭和五五年、八一歳で他界、西田幾太郎の哲学や鈴木大拙の禅学の影響を受けたと書かれていますね。京大を卒業、臨済宗大教授、龍谷大教授（兼任）を経て京大教授になるのは昭和二一年です。昭和二八年からは京都市立美大教授になっておられます。

上山 法学部を卒業したあと文学部哲学科に入り直して宗教学を専攻したことは、あとあとまで生きているんじゃないですか。宗教学でしよう。その勉強は中断しているようだけど、でもそれは知的な挫折ではなく、就職とか、そういうことのためでしょ。本来はそういうものに興味を持っていたんじゃないですか、塙さんは。宗教が嫌になったから法学学というのではないに。

堀田力さんが随筆で、堀川高校在学中もっとも感銘を受けた教師として塙さんをあげてられるけど、塙さんの持つ、世事を越えた飄々とした語りに共感を懐かれたのではないかと。

「大学院進学、特別研究生」

西村 塙先生は昭和二三年三月に朱雀高等学校の先生になり、同じ年の十月からは堀川高校の先生、昭和二八年一二月に退職。この間、お勤めになっておられるわけで、ほんとうに法律

をいつ勉強されたんでしょうね。今の高校の先生とは違って、時間はもうちょっとあったでしょうかね。

塙先生は、田中先生のところから昭和二五年から法制史を始めようとされたんですかね。二五年四月に大学院に進学し特別研究生になられた、とありますが、堀川高校のお勤めと重なっていますね。今風に言うと、アルバイトだったんじゃないかかね。

上山 特別研究生は給料をもらってね。支給ですよ。ただ勤めないと返すんだけど、当時の助手より高かった。二千円くらいだったかな。

西村 特別研究生の制度は、確か昭和一八年から始まったはずですね。兵役に行かせないためのものだと伺ったことがあります。

岩野 特別研究生ですか、ええと、昭和一八年九月二九日に、文部省令「大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル件」(第七十四号)が発令され、十月一日から実施となっておりますね。戦局との関係で学生の三年間の修学年限の短縮が避けられなくなる、そこで優秀な学生を選んで特別研究生として学部卒業後も引き続き勉強をさせ、優れた頭脳の確保をはかる、そういうことだったようですね。徴兵猶予の特典があつて、学費も支給とあります。就職にも特別の考慮が払われたようです。

戦後の昭和二四年度から貸与制が一部導入され、昭和二五年度からすべて貸与制になったとありますね。ただし指定教育研究機関に一定期間勤務すれば、返還免除措置が取られたとのことです。

四 神戸大学へ

初期の研究

西村 昭和二八年二月一六日付で神戸大学法学部講師として赴任されますが、その年の九月に、「フランク時代末における封建裁判の形成に就て」という論文を書かれておられますね。

『法と政治』第四巻三三号、つまり関西学院大学の雑誌ですね。

田中周友先生との関係でそこに発表になられた、関学の雑誌に初めて論文を書かれた、ということですか。

上山 田中先生は関学に関係がありましたからね。

西村 オースドックスといいますが、当時最も注目されていたテーマで、研究を始められたんですね。

岩野 先ほどお話しした随筆集にはいろいろな方の追想文も収録されるのですが、大竹秀男先生の追想文に、西洋法史担当教官を探していたところ、西洋法史学の正統派を受け継ぐ質の高い労作を塙先生が発表されているのを知って、お話をして、神

戸大学にきてもらったと書かれています。

上山 大竹さんは東北大学ですし、世良晃志郎さんと親しい。

岩野 そのことや、塙法史学をめぐる上山先生の最初のお話との関連で興味深いことを、大竹先生は追想文の中に書かれています。読んでみます。西洋法史担当教官を探していたが、「ところが、若手の西洋法史研究者が少なかったこともあって、候補者がなかなか見つからなかった。当時の我が国の西洋法史研究は独・仏の研究動向を踏まえた堀米庸三・世良晃志郎先生の西欧中世国家構造の解明に向けての封建制研究に注目が集まっていたが、関西の若い研究者にはその関心が薄く、私はそれを飽き足らなく思っていた」。そんなときに塙先生の封建裁判に関する論文を読まれて、この人物だ、と思われたのだそうですね。

西洋法史学の課題を展望

〔四つの課題〕

三成 昭和三十一年に先生が神戸大学に行かれたあと、三三年に「西洋法史学の課題」を書いておられます。そこでは、四点の課題が示されています。第一に、法制史の領域をあの時代にも前の時代にも拡大する。とりわけあとの時代、近世、近代に

拡大する。第二に、ドイツ偏重主義、英独仏中心主義の西洋法史研究を改めないといけない。第三に、私法史の研究をしないといけない。第四に、教会法の研究をすべきである。この四点です。そのさい、何よりもまず基本史料を完全に翻訳することが先決であるとおっしゃっておられます。

四点にわたる問題を、今後のあるべき課題として、塙先生が述べられた当時の法制史学会は、どのような状況であったのでしょうか。他にこういうことを言われる方がおられたのかどうか。当時の塙先生による課題設定をどのように位置づけたらよろしいのでしょうか。

上山 誰かが書評をしませんでしたか。四つの課題には異論はないけど、いま大事なのは法史学そのものの存在価値を根本から問い直すことじゃないか、そんな書評だったんじゃないかな。

岩野 石川武先生ではないでしょうか。『法制史研究』の九号、一九五八年に、先生の書評が載っているようです。

西村 塙先生は四つの課題を学界に提示なさった、特に異論は出なかった、でも、結局のところは、それを全部そのあとご自分でなさっていった、そういうことになるわけですね。

三成 そう思います。ご自身が実践なさっているんですね。こ

の課題設定の文章は、先生が神戸大学に赴任なさって、助教授になられた翌年に書かれたものです。着任後まもなく西洋法史学の課題を示して、結果的にはご自分で順次すべてに取り組まれたということになると思います。

問題は、こうした課題設定の位置づけです。それは、先生がご自分に対する課題として設定したものと読んだ方がいいのか、それとも、課題を提起したものの他にやる人がなかなか出てこなくて、先生が全部一手に引き受けてなさったということなのか、どちらの意味合いが強いのでしょうか。

岩野 学界動向を深く分析して導かれた研究課題ですから、ご自身に対するものでもあつたし、学界への呼びかけでもあつたんだと思います。三成さんの言う両方の面があつたんじゃないかな。ただ呼びかけられた人の中に、なるほどそのとおりだ、と共鳴した人がいたとしても、じゃやりましたよ、と言って、すぐに取り組めるような課題ではないですね。

関学の三浦澄雄先生が言っておられたのですが、塙先生は根本史料の翻訳の話を三浦先生にもされたそうです。そこで、自分も一緒にと思っていたのだけれども、塙先生はどんどん自分でお仕事を進めて行かれた、ということでした。

法制史学会について言えば、中心メンバーの関心はもっぱら

法史学のレーゾンデートルをめぐる問題の方に向いていて、埴先生のご提案を正面から受けとめる隙間が頭の中になかった感じですね。

西村 この論文は『季刊法律学』に掲載されていますが、この雑誌は恒藤 恭先生編集で出たものではないですか。戦後まもなくの。ずいぶん立派なものが載ってますものね。紙は悪いけれども。

「シヤテルニ研究と国王自由人学説」

上山 『法律時報』のような意味で、全国的なインパクトがあった雑誌ですね。埴さんも、若い頃は、学界と正面から向き合ってたに燃えた時代があったんですな。世良さんと堀米さんの論争とか、批判の批判とか、批判の批判を批判する、とかいうふうに、学界的な高まりが非常に高いときでしょ。「西洋法史学の課題」も、そうした雰囲気に関連された論文ですね。

瀧澤 シヤテルニ研究に関係した論文をまとめられた著作集第五巻の「はしがき」に、先生は、ここに収録されている諸論文は「必ずしも領主制を扱ったものではなく、一九五七年時点での西洋法史学(この当時は、反省すべきものとしての「封建制」をめぐる、故堀米庸三、故世良晃志郎教授等を中心に、

単に法史学界でのみならず一般史学界でも、また、経済史学界でも、共通して、活発な研究と論争が行われた時代である)の幾つか注目すべき問題を選び出し解説したものである」と書かれています。

あるいは、「諸侯領の統治構造史の解明を目的としつつも、密かな副目的としては、取り上げる、フランス領の諸地方で、右国王自由人説を覆しうる程のフンデルトシヤフトIIサンテールIIケンテナ」の普遍的存在が何とか垣間見られないであろうか、ということであった」とか、「一九八三年、私はある有名なドイツ人学者からすでに国王自由人説は死滅してしまつたとの断言を聞いたのである」とか、「実は国王自由人説を横目で睨みながら」論文を執筆したとか書かれています。

上山 それは、何年に出ています。

瀧澤 第五巻は、一九九二年です。ドイツの封建制ばかりが研究される中であって、フランスのシヤテルニをやらないとだめなんだ、という問題意識のもとに書かれた論文を集めた巻ですね。その問題意識の奥で、当時の学問状況を強く意識されていたことが分かります。

上山 グレントヘルシヤフトから国王自由人学説へというドイツの学界の動きに対応するかたちで、フランスでも研究をやつ

てたんですね。フランスの方へ、塙さんは行ったでしょ。確かに、国王自由人学説も、ある時期になったらしほんだという感じはありますね。

僕も覚えがあるんだけど、毎日新聞に、「大学の森」というシリーズものが連載された時期があります。そこでも、国王自由人学説が大きく取りあげられていた。国王自由人をめぐる問題がジャーナリスティックなテーマにもなっていたということでしょうね。大学の新しい知の開拓は、こういう学問が大学の中に蘇生することに一つはあると。堀米さんあたりが力を入れたこともあると思うんですが、各分野を横断したかたちで大学全体の問題でもあったということでしょう。社会経済史が強かったということもあるんじゃないかな。

当時、学際的な研究が盛んになり、封建制から市民社会への移行というテーマが、社会経済史、歴史学、社会学の研究者の共通の課題になりました。ドイツの封建制をやっておられた世良晃志郎さん、歴史学の堀米庸三さんがウェーバーの概念を使って理論構成をされるようになった。その研究は、社会経済史の人たちとドッキングして「マルクスとウェーバー」研究を通して、日本における社会科学の方法論へと発展していった。

それに対して、歴史学の中では、マルクスとウェーバーの社

会科学の方法が重視する概念による理論構成とは違って、長期波動の発展、心性史による感覚の重視という、フランスのアナール派の方法が大きい意味を持ち始めましたね。いつのまにか、木村尚三郎さんは完全にフランスに入り、アナール派の手法を採り入れた。そして西洋史学の中に入って変えていった。ドイツから去ったのではないかと思います。

研究のひろがり

「ローマ法」

西村 塙先生はフランスに留学されたけれども、アナールなんかには行かなかった。

上山 フランスの中でも伝統的な、ローマ法を中心にした法学部の体制の中の法制史というものに忠実だったのだと思います。だから、フランスのアナール派を中心にした歴史学の流れとも、塙さんは接触しない。法律学の中に新しいものを求めようとしたのではないかと思います。

西村 我われの分野でいうと、フリッツ・シュルツ (Fritz Schulz) の『古典期ローマ法 (Classical Roman Law)』を、そっくりそのまま訳されたというのは大変だったろうなと思いますね。

瀧澤 訴訟法、物権法、債権法、親族法、相続法というように、全部の領域ですから。

西村 専門外の方の翻訳だと、訳語の選択なんかで、わりいろんなことがありそうなのに、何もないですよものね。わけが分かるようにちゃんと訳されていて、ローマ法の専門家以外の方が訳したという感じがまったくくないですよ。

瀧澤 ないですね。専門家の方が訳されたようになっていきます。

西村 シュルツの本を選択したのが、よかったかどうかは別ですけどね。翻訳をしたのには、ローマ法の専門的知識を全部マスターしないといかん、それが分からんと研究が前に進まない、というような何かがあったんでしょうな、きつと。いや、実際、そうなんですけどね。

瀧澤 ローマ法の基本的な知識全体を、まず頭に入りたいというお気持ちがあったと思いますね。シュルツの翻訳を収録しているのが第八巻ですが、先生は、「はしがき」で、一九五四年頃、久保正幡先生がヨーロッパから帰朝されて、法制史学会近畿部会に出席されたときに、「初対面であった未熟な私は先生から、たとえ西洋法制史専攻であってもローマ法知識は必須のものであるからその勉強を心して怠ることなかれ、との趣旨

の説諭をかなり長く承った」というエピソードが紹介されています。またご自身もそのことを痛感されていたこと、そして、このことが「その後、私の心を不断に攻め続けたのであるが、この課題と私が正面からシュルツの原典を手段として取り組むことになったのは、少し遅すぎて、私の四〇歳代、即ち、一九六五年頃からである」と書かれています。

しかし、シュルツの本は穏当な教科書ではないという性格もあるわけですから、基本的な知識を身につけ、かつシュルツ流の切り方みたいなものもご自身理解された上で訳されておられますね。単に知識を得たという次元に留まっている作品ではないですね。

西村 訳は、ほんとによくこなれていますよ。

〔東欧の諸法〕

西村 もう一つ、ビザンツとかブルガリア、東欧の関係のものがございまして。決して興味だけで研究されたんじゃないと思うんです。西洋には、東欧との関係がずっとあったはずだというものがあんじゃないでしょうかね。西欧を分かるためには、東欧を知らないといけないというお気持ちがあったんじゃないでしょうか。互いに法を影響し合っていますし。

著作集の第七巻、一七巻には商法史を扱った論文が収められ

ていますが、商法史なんていうと商人同士の話だから、ヨーロッパで互いに取引のあるところで、制度があちちに行ったりこちちに行ったりしますしね。

五 翻訳

勸、発掘、鑑識眼

「出会いの偶然性」

岩野 塙先生の研究は、西村さんの言われるとおり、地域的に東へ西へ、北へ南へと広がり、テーマも多様な広がりを見せているのですが、そのことをどう考えたらいいのでしょうか。

上山 塙さんに、本の選択眼があったということなんじゃないかな。翻訳だから、一人の著者に、ある意味で、出会いがあるでしょ。出会いをするときには、知的な関心が集約して大体固まりつつあるんだけど、一つの偶然性もある。著者に対する好みもある。「あ、これは、やったらいいな」と。出会ったら、翻訳を作る。そのときの関心と多少ズレるけれども、面白い好きな本に出会った。あるいはそのときの関心とは違うけれども、全体的にみれば同じような圏にあるとか。自分の知的な関心で「ここをやったらいい」という必然性ではなく、ある偶然的な本の選び方、出会いがあるんじゃないかと思う。

塙さんは、相当に、本を書店から手に入れられているはずですよ。ここにもこういう本がある。この本とこの本はどういう関係があるかという鑑識眼、ヨーロッパの、特にフランス圏を中心にした本の鑑識眼が広いのではないかと思いますね。その中で自分の好みに合わないといけない。本との出会いをこの人は得意とされたし、そのことが塙さんの大きな力でもあったんじゃないかと思いますね。

「パリ大学法学部図書室」

西村 そういうことがあるかなと思っただのは、パリ大学の法学部所蔵の抜き刷りを一つずつ全部見て、「ああ、こういうのがある」とコピーして持って帰ってられる。日本では手に入らないような雑誌の抜き刷りのコピーとか。それを翻訳される。そういう話を一度伺った記憶があります。書庫の中で見つけて、「これだ」と思って持って帰ったと。そうして集められたコピーが、今度、摂南大学に寄贈されたか、されるんじゃないですか。

三成 摂南大学の方に塙浩先生文庫が置かれることになりました。先生ご所蔵の書籍が納められつつあるところです。ご自宅にあるものは、陽子先生がご覧になられ、整理できたものから大学の方に送られてきています。コピーも頂戴して、大学の

方で整理しているところですよ。

西村 珍しいものがあるでしょう。なんでこんなものかというようなものが。

三成 翻訳のために大量のコピーをなさり、それを大事に使っておられると思います。

西村 本屋さんから手に入れたというのではなくてね。

三成 コピーを持って帰られて、それを丹念に翻訳されています。

瀧澤 今のようなコピーではなくて、紙質も悪く、非常に読みづらいものですね。

上山 考古学者が発掘してくるようなものだね。専門家の知識を借りずに、手探りで、自分がいいと思うものを拾い上げるというやり方だね。

西村 それは、先生がおっしゃるように、何かセンスとか、勘というのか、これはまともだと判断できる直感のようなものをお持ちですね。ですから、手当たりしだいに集めたり、コピーをされたわけではないように思いますね。鑑識眼があるなと思います。

翻訳観と研究スタイル

〔ナマの西洋法史〕

三成 塙先生が論文を書かれた場合でも、主に使われた資料を忠実に、翻訳に近いかたちでご紹介なさりながら、ご自分の関心に沿ったまとめ方をなさっていますよね。翻訳そのものも多いですし。先生のような研究スタイルをどのように位置づけたらよいのでしょうか。

たとえば、世良先生のように、ご自分の観点に即して、ドイツ語の著作や論文を概念操作しながらきちんとまとめていくやり方もあれば、上山先生がなさっているように、概念や制度よりも、むしろ文化や社会に目を向けて知識社会を描いていく方向があります。さらには、塙先生のようなやり方もあります。

塙先生は、ヨーロッパの研究を自分なりに解釈しすぎることに對する一種の警戒心を持っておられたのではないかと思うのですが、そう考えてもよろしいのでしょうか。それとも、別の意図があったと考えたほうがいいのでしょうか。

つまり、塙先生のご研究のスタイルをどのように私たちが評価したらいいのかという問題です。なんらかの積極的な意図を先生は持っておられたと思うのです。だからこそ、独自のスタイルを取り続けたのではないのでしょうか。そのさい先生が念頭

においておられた「こうありたくない」とか、あるいは、「こうあるべきだ」という研究のあり方は、いったいどのような意義を持っていたと考えればよいのか。このことは、塙先生の研究を読み始めた頃からずっと疑問に思っていたことなのです。

上山 日本の学者は横のものを縦に直す、向こうの方が原資料でまとめたものを孫引きというか、作りあげられたもののエキスを我われは持つてきて、その中で組み立てるといふ二次、三次も経たかたちで作りあげる。作りあげたものは本物じゃないという意味合いを、ある意味で持つと思ふんです。言ってみれば和製、メイドイン ジャパンだという意味がある。そうした方が、日本の感覚では、マルクス主義でも向こうのより日本の方が優れたものができる。向こうの資料によって作りあげた観念をさらに精緻化して、精緻化して、講座派のようなきれいな体系性を作りあげる。そういうことを、日本はしている。

我われは多かれ少なかれ、大体それに似通ったことをやっているわけです。逆に見れば、一次のところから見れば、そんなものはウソっぱちじゃないかということになる。そう考えると、翻訳というのはしよせん翻訳じゃないかという評価じゃなく、その方がナマに接しているんだという評価になる。我われの方が何回もくぐり抜けることで作りあげた虚作よりも、

ナマの方に近いという思いを、塙さんは多少持っていたのではないか。

ヨーロッパの中の地下室にあったナマの資料を探って「本物の資料でやりたい」という気持ちに似たものを、塙さん自身が持つ。我われがやっているようなものとは違って、ヨーロッパのナマの資料に手探りで入る。それは、結果としては翻訳である。翻訳だけでも、自分が探り当てたものだという意味合いを持つているんじゃないか。

三成 今、上山先生がおっしゃったとおりだと思います。そもそも塙先生は、基本的な資料の完全翻訳を念頭においておられます。

研究の場合には、先生の嗅覚にしたがって選びだしたものを、本一冊丸ごと翻訳するのではなく、一部を抜粋して翻訳なさっています。ヨーロッパの研究論文や本の中に、ご自分が知りたい、あるいは、言いたいことを嗅ぎとったときに、的確に翻訳するというところに、先生は積極的に取り組まれたのではないでしょうか。そういう意味では、原本の選び方とか、どの部分を翻訳して読者に提供するかの判断に、先生ご自身のオリジナルな取捨選択が働いていると思います。

上山 オリジナル性というふうな意味合いを、塙さんは自分で

持っていたと思うんです。我われは翻訳より論文の方がオリジナルだと思ってるけど、それは大きなウソっぱちでしかない、そういう思いを、塙さんは持たれていたんじゃないかなと思います。

〔翻訳スタイル〕

三成 塙先生の翻訳には、先生ご自身のこだわりのある訳語が使われていますね。「法律家衆」などは、すこし時代がかってる気もしますが、言葉の使い方にも何らかのこだわりがあったのだと思います。

西村 でも、それは正解ですよ。単数と複数をきっちり分けて訳していると、これは誤訳だと分かってくることもあるんです。塙先生は、あれだけ長い間翻訳をやっておられるわけですから、失敗やらなにやら一杯あって、いろいろお考えになったんだと思いますね。

それと、塙先生は、必要な訳語には、横ルビをつけてられますよね。先生は、あれはいいぞ、とおっしゃったけど、大変じゃないかと思ってね。校正が大変なんですよ。

瀧澤 第二十巻に収録予定の、たくさんルビのついた生原稿があるんですが、ご本人も大変だったでしょうし、出版社も大変なようです。

西村 ただ、この頃のことだから、ルビも機械的にできるから。

瀧澤 塙先生は、マルタンの『フランス法制史概説』の翻訳を出されましたが、それに関連して、『創文』(二六五号、一九八六年)に、「翻訳追言」を書いておられます。これは翻訳に携わる者にとっては一つの教えだと思えます。訳はできてあたりまえで、そこが勝負だと。

三成 分かりやすくするために意識しようとはまったくせず、正確に伝えようとなさっていますね。

西村 そうそう、そうですね。

岩野 カロリナの翻訳とか、塙先生の翻訳の一部をコピーして学生に渡して授業をするのですが、学生は読みにくいといいます。全体の訳が文語体的な語調でされているから、とつつきにくいんでしょうね。

上山 文語体を使うことで古さを維持するのは、文語体の方が意味の含意が広いということもあるんじゃないですか。最近のような言葉にすればするほど、意味が細くなってくる。過ちは少ないけども。明治の文語体、森鷗外あたりの翻訳はふんわかしたかたちを採っていて、現在から見るとどっちにでも読める文意が含まれている。

「すべき」という言葉を使ったら、「すべき」の中にいろんな意味合いが含まれるけれど、向こうの翻訳に使うと適当な、いいものになっている場合がある。塙さんは古いタイプのものを使うことで、文体としてはいい仕事をしているのではないかと思うんです。分かりやすい現代語にしようとしたら、どこかの意味の含みが細くなってくる。

三成 明治期の翻訳文化のよさを引き継ぐところがあるということでしょうか。

上山 そういうところがあるんじゃないか。若い人が見たら、古いタイプの翻訳が生きている、という感じがあるんだろうけどね。頑固にそれを固持しているところがあるね。

西村 塙先生にとっては、昔の文体は自然な文体なんじゃないかと思います。無理してそうなさっているのではなく、筆を執れば自然とそうなる、という感じじゃないでしょうか。

瀧澤 ご自身が習った言葉でもって表現しなければ、表現できない、私が使える表現は習った言葉なんだ、と書いておられたと思います。古い言葉をわざと使って翻訳するというおつもりはなかったようです。

上山 昭和二十年代の語感がそのまま化石のように生きているから、今から言うとき古い気がするけど、塙さんにとってはなん

のことはない、無意識の中のことではしかない。

西村 私自身もそんな気がするんです。今の文体と自分のがずれているなと思うんです。ただ、今の文体ですると、僕の言いたいことが表現できんですね。塙先生にとってはごく自然なものではなかったかと思うんですよ。

〔編集者の昨今の常識〕

上山 編集を潜ると否応なしに文体が変わってしまう。岩波は昔はしなかったんです。みずすはしない方だけど、中小の出版は著者にも言わずに全部直します。原稿を直すんですよ。ゲラがきたときには完全に直ったものがくる。ナマの原稿はこない。自分の書いた文体と違ったゲラがくる。今の読者に対しては、直したものが方が親切だからと。押しつけるのではないが、当然だと。中小の出版社で現代的な感覚のところは、それをやるのは当然のことになっている。岩波はそれをしなかった。

ところが今は完全に変わりました。そんなふうに出版のあり方が変わってきた。塙さんのような文体は許されなんでしょう。編集のところに行くとき、文体そのものが変わりますわ。もつと切れとか。長い文章なんか読めないでしょう。編集者は読者に対しての仲介者なんだから、当然の義務だというのが今は

定着しています。要らない注は省く。注が多いことよって論文の品位が高まるということはない、最低のものでいいんだ、と。

だんだん時代が変わってくるんですね。編集のあり方は、学者の文体自身をどんどん変えていくんじゃないか。善し悪しにかかわらずね。中身にまで立ち入って、こう書いてほしいという出版社もなかにはあるらしい。

そうすると、作家と歴史家の垣根がだんだんなくなってくる。行間の中に自分の思いを入れてもいいんじゃないかと思うけど、学者の世界では許されない。文字と文字の間に入れ込むなんてことは許されないことです。そういう、「学問」の客観性の崩れというものは、その点は日本の方がヨーロッパ以上に速いんじゃないか。日本の出版社は中小企業だから。ヨーロッパの、伝統のあるものじゃないから。生き残れるかどうか、生活がかかっているから。善し悪しにかかわらず、ある意味では大きな危機だとも感ずるんです。自然に変わっている。徐々に知らない間に変わっていつていると思います。

三成 分かりやすさを追求する、読者をもつばら想定した文章を求める、ということですよ。大学の授業も、なんかどんどん変わってきていますしね。

瀧澤 学生のレベルに合わせた授業をしないと怒られますから。

岩野 信山社は貴重な出版社ですね。そのまま出版してくれま

すから。
上山 信山社が責任を持たない分、いいものはいいけど、気をつけないとね。

翻訳と西洋学

西村 しかし先ほどの翻訳と西洋学、というのは大問題ですな。

上山 日本と西洋では語感の体系自身が違うでしょ。ヨーロッパだだったら翻訳するといっても友だちの言葉を転換する意味合いでしかないから気楽にできるんだけど、日本だったら翻訳は一大事業でしょう。ある一冊だけで、その人が大家になるかどうかでしょ。その翻訳で一生涯食っていけるかどうかという意味合いを持つわけだから。

翻訳というものの意味合いが明治以降から違うでしょ。ローマ法の訳でも、アメリカなんかではルーズでしょ。知的な誠実さとか問題ではなくて、気楽にやればいいんだというものではない。ドイツの訳は丁寧だけど、各国でも翻訳に対する意味

合い、姿勢が違う。

日本は、翻訳の場合、日本語とヨーロッパ語との壁があるでしょう。壁があるものを訳すときは、すごい完全な翻訳はありえない意味合いを持つわけですね。ある意味、仕事としては創作よりも大きい。大学人事でも立派な翻訳をした人の方を、たくさん論文を書いた人より高く評価するのは最近のことではないか。

今まではヨーロッパ人が翻訳に意義を認めないから、日本でもそれを踏襲して翻訳は翻訳にしか数えない。ただ現実の問題となってくると、いや大きな仕事だ、となる。ヘーゲルの長谷川宏さん訳がこないだ出たのが一つの事件になるように、翻訳が一つの文化史の中の事件になること自体、日本的だと思いません。その点では、塙さんの仕事は、翻訳事業ということになるんでしょうね。今まで翻訳に対して気持ちの上ではすごいことをやっているなど思うんだけど、オフィシャルなレベルではそんなに評価をしない向きがあったですからね。

日本人の場合、特に文化のあり方が違うんじゃないかな。一つの翻訳にかけた人は論文に対しては疎いというか創作に弱いというか、両立が難しい。両立する人は希有な存在だと思いますわ。翻訳にかけた人は論文は少ないとか。どちらか分かれる

のは、エネルギーの分配を考えたら、当然そうなるのじゃないかと、日本人は。しかし、塙さんの一九巻もの著作集は一つ文化財やな。

翻訳の対象

〔五 典〕

龍澤 たとえば『ヨーロッパ商法史』で翻訳されているのは、古典的な書物の翻訳なんです。学説としては一世代前の学説。学説上の流れとしては古い側面を持った概説書の翻訳ということなんです。ですから翻訳が公にされるときには、かなり学説の状況が違っているという面があります。

この点のご自身もご承知だったはずですから、どうしてそういうものを訳したんだろうと、いつとき思ったことがあるんです。しかしよくよく考えてみると、今のものを出したところで、前のものが我が国にはないわけですから、この古典的な書物がいわば出発点なんです。ですから、先生は共通財産を作るといふ仕事から始められているところがあつたんですね。我々のための共通財産作りという側面が大きい。

そのことを十分ご承知の上で、まずは、基本的なところからきちっと訳していく。そのあとは先生の課題なのか、その次の

世代の課題なのか。そういう基本的なお仕事ばかりなので、先生の作品の価値は未来もなくなることはないでしょうし、いろんな分野に影響を与えていくという気がします。最先端も大事でしょうけど。

上山 はじめは皆がやっていない、見落としていたところに行くとというような意味合いがあったんだけど、いっぺん自分がやっておかないといけない、これこれの新しい分野のものをこれからのために手をつけておく、そしてあとには後進に任せる。学問とはこういうものだという達観性が、あの人にはあるね。自分はこのやるけど、それを完全な到達点だと考えないで、次の世代の人たちによつてもらおうという気持ちを多分に塙さんは持っているね。

辞書

三成 塙先生は外国に行かれたとき、行く先々まで辞書を買われていたそうだが。

上山 辞書をね。それは翻訳家の性やね。

岩野 例えば独・独辞典みたいなものですか。

西村 独・独ならいいけど、チェコ・チェコとか。チェコ・独ならまだいいんだけど。塙先生の気持ち、よく分かりますよ。

それはね、その国に行かないと、そういう本は転がっていないですよ。辞書はどうになりました。陽子先生がしばらくお手元においておかれるのですか。

三成 いえ、一部は摂南大学にいただきました。

瀧澤 ギリシャ語の辞書には、いいのがないとおっしゃっていました。ビザンツのものですけど。

西村 ビザンツのところは、なかなかできなかつたですよ。それでも、この頃、一つ二つできています。ビザンツの關係は、パピルスのものが役に立ちますよ。ビザンツのギリシャ語という字引が何年前にできた。ほんと、字引はないと困りますもんね。

小学館の『日本国語大辞典』ですが、昔の二十巻ものの第二版、大幅改定版ができました。値打ちありますよ。一揃い二十万円ほどする。ものすごくいいですよ、ほとんどの用例があつて。オックスフォードのイングリッシュエディクシヨナリーみたいなものですよ。初出の用例、明治の漢語の類の初めて入ってきたものも出ていますよ。

研究の時間

〔時間をかけた作業〕

西村 それにしても、本当に時間があつたんだなあ、と思えますね。翻訳をされるにしても、訳し上げて、すぐ印刷に回すことは絶対になさつてない。何べんも何べんも書き直しておられますよ。

三成 原稿もたいへんきれいです。整然とした原稿のあり方に驚きました。このたび先生の原稿を校正させていただきましたが、きれいに書き込まれた原稿を、さらに時間をかけて推敲しておられるご様子がかがえました。清書後にもいろいろいいねいに書き加えられておられます。

〔授業〕

上山 塙さんは、どんな授業をしていたんですか。

西村 大竹先生がご存じでしょう。

瀧澤 あと、藤原明久先生。確かローマの終わり頃から始められて中世の民事訴訟法の話の話を聞いたとおっしゃっていたように思いますが。最初はローマ法から始められたようです。

三成 摂南大学では比較法史、西洋法史をご担当でしたが、ほとんどローマ法の講義をされていたとおっしゃっていました。

上山 今の学生の関心と違つて、古典のローマ法を選んでやつて

いるんでしょうな。

三成 その意味では、楽しんで授業をなさつておられたと思えます。

上山 法学部に入学した昭和二三年あたりの感覚をそのままつと塙さんは持ち続けていたんじゃないですか。社会の動きや移つていくものに対して超然とするという姿勢そのものが、反時代的なものがあるからね。目の前の学生に対してもそうだったのかな。

瀧澤 神戸大学では、ゼミを一度も開講しなかったということですが。我が大学としては、どうも：といったところだったようです。

上山 ゼミを取りたいと言つてくる学生がたまにはいたと思うんだけど、その学生も断つたんですか。

瀧澤 聞いた話では、ラテン語とギリシャ語を読めないとゼミを採らせない、ということだったそうですが。実際にゼミに登録した学生はずつといなかったと聞いています。

西村 週一度、授業をなされるだけですね。先生のもとで勉強される大学院生もおられなかったわけでしょう。

瀧澤 ええ、そうですね。でも隔年ですが夜がありました。夜は、私が出てからは、私がやりましたけど。

上山 授業のことを言ったのは、なんでこんなに仕事ができる時間があつたのかと思つたものだから。

西村 一つの訳語を決めるのだから、そんなに右から左に決らないですよ。よほど時間がないと、これだけの仕事はできない。

上山 塙さんは、自分でも職人だと言つていたけど、いい意味で職人的な生活環境なんでしょうな。自分は職人に徹すると。

世の中の動きに、ある意味合いで敏感ではあるけど、好みの合う世の中の動きに敏感でしたね。合わない動きにはあまり関心を示さない。職人じゃないかな。

六 講義ノート

残っているもの

〔重要 講義ノート〕

岩野 塙先生がどういう授業をされていたのか、というお話がありました。私、陽子先生から講義ノート関係の資料をお借りしているんです。

その中に「重要 講義ノート」とマジックペンで書きさされているファイルノートがあります。透明の、袋状のポケットが四十つついていて、それぞれのポケットにA4判の紙の片面に一

枚一枚ワープロで書かれたものが整然と入れられています。一つのポケットに最低二枚背中合わせて入っています。お返ししますのでご覧いただきたいのですが、このファイルノートは、浩先生が常に持ち歩いておられた、と陽子先生はおっしゃっていました。蛇足ですが、「千四百円 黒瀬文具店」のシールがファイルノートに付いたままになっています。

最初のポケットには、「西洋法史 参考文献(和書で概説の単行本のみ)」という見出しの一頁目があつて、「ローマ法」「ドイツ法史」「フランス法史」「イギリス法史、スコットランド法史」「スペイン法史」「その他の諸国」「法学史」関係の文献が合計で二十点あげられています。

その同じポケットの裏側という反対側に二頁目があつて、「西洋法史講義案」という見出しが付けられています。そのあと、「序論」「分類」「性格」「時代区分」の小見出しで、八頁まで記述されています。さらに「別註 中世前期の、ゲルマン人による法典編纂」に九、十、十一頁が、「補説」フランク王国史」に十二、十三頁が当てられています。

「分類」のところには、「日本法史(学)」「東洋法史(学)」「西洋法史(学)」「以上の分類とは、次元を別にして、各国別の法史や、法分野別(例えば、債権法、親族法、憲法、商法、国際

法の如し)の法史や、二国間または多国間の比較法史が扱われることは、固より、有りうる「以上の他、既に「法思想史」が独立の分野となっており、また、近来、「法学史」が分化し独立の分野になりつつある「統一的な「ヨーロッパ法史」という理念ないし構想は既にあるが、これの具体的な構成・記述が可能であるには、未だ程遠い感がある。ましてや、統一的な「西洋法史」(広義)については、さらに困難である」とあり、それぞれについてかなり詳しい記述がなされています。

「西洋法史(学)」は、「ローマ法(学)」「西洋法史(学)(狭義)」と細分されています。

「時代区分」のところでは、「近代については省略。古代については、ローマに関して別箇所詳説」という記述や、「中世は、約一〇〇〇年に及ぶので、これを、本講義では、三期に細分する」として、「前期(別称、初期)」「中期(別称、盛期)もしくは高期)」「後期(一四、一五世紀)」「中世と近代との間に、近世という一時代を設ける」とあります。

こうした説明に続いて講義の内容に関係したものがポケットに入れられているのですが、順番に言うと、「ゲルマン古代(Germanische Zeit)——青銅器時代より「民族移動」期まで——」の見出しで二十頁、「イングランド史概要(一〇六六

年まで)」の見出しで二頁、「中世法(中世初期、中期)」の見出しで五頁、「ローマ法史」の見出しで二五頁、「ビザンツ法史抄」の見出しで二頁、「近代(的)法典の理念」の見出しで二頁、「外国法典と日本の西欧法継受」の見出しで九頁の記述があります。

「ドイツ法史」「ローマ法史」など)

陽子先生からお預かりしたものは他にもあるのですが、その中に大学ノートに書きされた二種類のものがあって、一つ目は「西洋法制史 vol.1 Die germanische Zeit」で一冊、「西洋法制史 vol.2 Die fränkische Zeit」で一冊の計二冊もの、どちらの表紙にも「神戸大、法学部 H. Hanawa」と書かれています。ご覧いただいたら分かりますように、表紙もばらけていますし、表紙を含めすべてが赤茶けていますから相当に古いものだと思います。紙が挟まれていたところには、その紙型通りの茶色っぽい影ができていますし。

二つ目は、「ドイツ法史」というタイトルで、「はなわ」と書かれたものが一冊。

これ以外に、大学ノートものがさらに一冊あって、「ローマ法史」と書かれています。ご覧のように、セロハンでカバーしてあります。細かい字でびっしりと書かれています。何

かの本の翻訳のようです。

ほかには、B4判の紙に印刷されている手書きの草稿風のものが、四種類ありますが、内容は西洋法史、ローマ法に関係しています。

〔学生が作成したもの〕

それから、塙先生ご自身の講義ノートではなくて、京都産業大学の学生が作ったものも三点お預かりしています。二点が各五百円で同一物、もう一点は五百五十円。とても紹介できるような出来ではないのですが、三冊とも「出題傾向と重要ポイント」という見出しで、同じことが表紙に書かれています。「西洋法制史の塙先生の講義では、ヨーロッパにおける法および制度の歴史の流れを概説しておられる。ローマ法、ゲルマン法から出発し、ローマ法の流れとしては十二世紀の注釈学派からそれを継受したドイツ法のローマ化ゲルマン法を経て十九世紀の歴史法学派までを。ゲルマン法の流れとしてはガロ・ローマ時代からフランス法史に移り、ナポレオン民法典まで、それぞれ把握しておけばよい。その時代背景となる封建制社会と商品経済中心の近代市民社会を学習しておいた方がよい。」

五百五十円のもの表紙には昭和五十六年の試験問題が印刷されていますが、「ヨーロッパにおける法の歴史を、古代から近

代まで概説せよ」となっています。

これらのノートの前半には学生がサービスで「語句説明集」なるものを付けているのですが、五百五十円のものが一番数が多くて、「ジッペ」「全国三部会」「レーン」「フランス法の特質」「アンシャン・レジーム」「テニスコートの誓い」「レッセ・フェーレ」「ゲルマン法」「ローマ法」「ナポレオン法典」「教会法」「ポローニャ学派」「属人主義」「ローマ法大全」「ザクセンシュピーゲル」「法学の歴史」「古代ローマ法学」「ゲルマン法学」「キリスト教法学」「中世ローマ法学」「イギリス法学」「ドイツ歴史法学」の語句を解説しています。

特徴

岩野 講義の内容は、学生が書いている限りでのことですが、ローマ法大全などローマ法関係のお話をされたあと、各国におけるローマ法の継受へとお話を進められていたことがうかがえます。どの講義ノートを見ましても、たとえば世良先生の訳されたミッターイスの『ドイツ法制史概説』のような骨格のしっかりした、大変にオーソドックスなものです。アナール派的なことも社会的なこともお話はされていません。

それから五百五十円の講義ノートをみますと、講義の最初の

段階で、田中周友先生の日本法系を含む一六の法系について言及されていることがうかがわれます。

上山 これは、もう田中周友先生の世界法史と一緒やと思うね。田中先生の「一六法系を講義しているね。

瀧澤 「ローマ法史」は、クンケル (Wolfgang Kunkel) の Römische Rechtsgeschichte の翻訳ですね。第二章の初めで、頁数にして三十頁ほどを翻訳されたのではないのでしょうか。

岩野 「ドイツ法史」「ローマ法史」など手書きのものは、陽子先生とご相談して、ひとに頼んでワープロで清書してもらいました。塙先生が書かれた字は小さいですし、読みやすそうで読みにくいうえに、ラテン語の単語が一杯あって、お願いしたひとは大変なご苦労をされたようです。時間があつたら、清書されたものをより完全なものにしなければいけないのですが、私に時間がなくて、そのままになっています。

講義ノートのことですが、塙先生は、学生が筆記した講義ノートで、世良晃志郎先生の昭和二八年度、昭和二九年度のもの、タイトルはそれぞれ「西洋法制史」、これも「西洋法制史」というタイトルの武藤智雄先生のもの、年度は不詳です、それと「西洋経済史」というタイトルの高橋幸八郎先生のものをお

持ちになっておられて、それもお預かりしています。

七 上山安敏

京都大学における法史の講義

〔西洋法制史、ローマ法〕

西村 田中先生は講義をなさるとき、講義ノートをいつもお持ちだったんですか。

上山 いや、どうだったかなあ。黒板に書いていたんじゃないかな。ローマ法史、ガイウスあたりをやっておられた。試験問題はね、単独の語句を十幾つ並べて、それについて書けというものだったですね。ローマ法だった。ローマ法だけでなく、ゲルマン法、比較法史もなさっていた。

西村 西洋法制史もなさっていた。西本^{さとし}頼先生がおやめになられたあと、西洋法制史もされていたのですか。

上山 比較法制史だから、そういったものも入るわけです。

西村 京大の講座は比較法制史の名前になっていましたでしょうか。

岩野 大正一五年に、比較法制史から西洋法制史に、講座名が変わっています。ローマ法は、漢字を宛字した羅馬法が講座名ですね。田中先生は昭和四年から羅馬法講座を担当されています。

すね。教授に任用されるのは、昭和八年です。西本先生が昭和一二年に留学されますが、昭和一四年に帰国されるまで、田中先生は西洋法制史も併せて担当されています。

戦後になって漢字の羅馬法がカタカナのローマ法に変わりますが、西洋法制史という講座名はそのまま、田中先生は、西本先生が大学をお辞めになったあと、ローマ法と西洋法制史を兼担されています。ですから、田中先生がローマ法と西洋法制史をそれぞれ開講されていたとしたら、上山先生はその両方の講義をお聴きになったということではないでしょうか。

上山安敏とローマ法

上山 どうだったかな。そうだったかもしれないね。僕も助教教授に成り立てのとき、ローマ法をやってたね。第一教室で、大きいところで。あの頃の雰囲気は、学生にすればなんの知識もない、自分たちとはかけ離れたところにある学問的な香りの高いラテン語の世界をその学生たちに出すわけです。

ローマ法は、古典の中の古典でしょ。学生は割合と聞いていました。実用性からはぜんぜん離れている。一番知的な学問的な香りの高い雰囲気。わけが分からないけど、一つの魅力がある。だからこそ、我われもできた。何も知らないんだけど

も、アクチオ (actio) だとかオブリガチオ (obligatio) だとか講義をする。やれというから、やらないと仕方がなかったんだけど。

西村 昭和何年くらいですか。助教教授になられた初めの年でしょうか。

上山 昭和三三、三四年頃かな。授業担当が回ってくると、最初はローマ法の講義をやっていました。何も知らん者の前だから、何やってもいいということとかあって。

西村 上山先生はローマ法の講義のとき、何を教科書にされたんですか。原田慶吉先生の『ローマ法』ですか。

上山 そのあたりを一生懸命やりました。でっち上げやね、あれは。

西村 それは初めて伺いました。先生の略歴の中には、そんなこと書かれておりませんでしょうが。田中先生は、ローマ法を講義なさらなかったということですか。

上山 ローマ法をやった記憶が強いものだから、言っているだけですが。あの頃授業を聞いてくれた学生の顔とか覚えてますわ。あの学生がいたなと今でも思い浮かべるほど、緊張して講義していたね。初めて講義したせいなんだろうけど。

知識も何もないけれども、講座の担当者として、こういうこ

とをやらなさいといけない、というものがあるもんだから。今から見れば、学生から浮いていただろうね。ただ、それでも、学生はそれで納得していたんだね。どういふ感想を持ったか知らないけれども。授業はそういうものでしたわ。業績があるから、その業績に応じて講義をするというものではなかったね。

法史学担当者の位置

三成 その頃、法学部全体の中で、法制史を担当する教員の位置づけはどのようなものだったのですか。

上山 法学部の中で「こんな役に立たない、学生にとってもどうでもいいという学問をやっている」という一つの篤志家的な意味があるし、「本当の学問、自分たちがやりたいけどやれない、学問の香りの高いものをやってくれる人」という、畏敬感と軽蔑感、それがありますわね。その点では、法学部の中では大事にされた。内心は「何をやろうと大したことはない」というのが、法学部としてはあるから。「貴重なことをようやってくれる」というところもある。

その頃は、法制史をしようという人は多くないでしょ。僕なんかも非常にこう屈折した道をたどっているから。やればできるだろうけど、法学部が実際は好きじゃないから。文学部の知

的な連中に最も近い先端のところにあるということで、ローマ法を選んだんです。おそらく塙さんの場合も、そういうことで、法学部の中でも文学部に一番近いところにあるというのと、西洋法制史かローマ法しかない。

上山安敏と西洋法制史

〔近代法研究会〕

上山 田中先生は、僕がローマ法をやってくれると思っていた。ところがある時期、「西洋法制史に変えてほしい」と田中先生に言ったことがある。僕もその頃色気があったんか、塙さんがゲヴェーレなんかやっているし、国王自由人学説もある。

自分が、これで京大の法学部にいて果たしてやっていけるかどうかという心配、ほかの学問とかを見た場合に学問的なところで生き生きしている分野をやらないと法学部の中で陣地を守りきれるかという不安がある。ローマ法にはそういうものがなかった。西洋法制史にはゲヴェーレがあり、封建制があり、よく似ている。その点では西洋法制史が近い。

現行法学者の甲斐道太郎さんが川島武宜さんの所有権論とかを研究している、磯村哲先生のグループに入るわけね。川島さんの『所有権法の理論』が必読文献で、面白かった。甲斐さ

んとか、乾昭三さん、磯村先生とかと読んでいました。磯村先生の存在が大きかったですね。入ると現行法の中に出てくる近代法学を感じとるから、それに一番近い分野は西洋法制史やと。ゲルマン法ですね。「債務と責任」の論文はそんな中で出たものですね。

それで、ある時期になって、「ローマ法から変えてほしい」と言つて、変わったんです。そのときには、相当、僕の関心が移ってきていた。初めはローマ法でした。それは、一番、学部的でないものを選ぶにはローマ法しかない。グループに入つてみると、塙さんじゃないけど、ゲヴェーレに行くわな。

三成 甲斐先生の『土地所有権の近代化』にも、磯村研究会のことが書かれていたように思います。近代法研究会という名称ではなかったでしょうか。塙先生ご自身も、磯村先生の研究会に参加されて「楽しかった」と書いておられます。石部先生からもその研究会で大いに刺激を受けたと伺っておりますが、磯村先生の研究会はどのような関心を共有する研究会だったのですか。

〔近代法研究会が共有していた関心〕

上山 ドグマティークの背景に単なるDogmengeschichteではない、社会経済的なものがあるし、哲学との関係も持っています

す。ドイツの観念論が強い時代だから、所有権理論にしてもドイツの観念論、それにマルクスとかの関連の中で法現象をみる。エールリッヒも研究会で取り上げていましたからね。ウェーバーの場合とは違って、エールリッヒはそのまま法の社会学として研究会の中に入っていた。そうしたものは、研究会に当然のようにして入っていましたから。

世良さんがやっているものとは違ったものを、僕らは感じていた。民法学の中でいろいろ得たんですよ。その点で、世良さんとは違いましたね。世良さんと磯村さんがある晩、対決させたことがあったけど、方法論に違うものがありました。面白かったけどね。どちらも譲らず。夜中に激論。最後は喧嘩みたいになった。

Dogmengeschichteからの離脱

〔鈴木禄弥による書評〕

三成 塙先生は、そのような研究会やグループなどに積極的に参加なさっていたのですか。それとも、一定の距離をおいておられたのですか。

上山 塙さんはそういうところからは外れていました。むしろ世良さんのグループですね。どちらかというと、僕なんかの方

が法律の方に近かったと思いますね。

西村 上山先生の方が法律に近かったのですか。

上山 近かった。「債務と責任」は助教教授になるときの論文なんです。ローマ法の自然債務からゲルマンの「債務と責任」へ。あの頃、一番浸った思いがあるのは、このテーマですわ。あのテーマに凝った。だけど最終的にはこれはだめだと思ったのは、鈴木禄弥さんの書評。これはよう効いたですね。生きた書評は必要なんですよ。

結論から言ったらね、「債務と責任」、ゲヴェーレ論に関係するんだけど、学説史を追っている。「債務と責任」は、法の現象をバックにしているけど、追っているのは *Dogmengeschichte* なわけで、それを我われはローマの方からゲルマンから、学者の概念史を追っている。実際は生活をしている農民の生活を把握するという感覚に立った上でやっているんだけど、しかし、結果的に、それから外れてるわけ。鈴木さんは最後に「いい論文なんだけど、一体これが生活の中にどういう関係があるかが出ていない。浮き上がっている。学説が現実の生活から乖離している。そういうものは法制史かどうか」ということを、歴史家ではなく、現行法学者の方から言われた。もったいなく、何をやってもらったら我われに役立つ。もはや知的な水準はそ

ういうところにあるんだと。板書で書くようなこんなものは何の意味もない、ということですね。

「百八十度の転換」

それを、「あ、なるほど」と思った。 *Dogmengeschichte* からの離脱。これを調べていく意味がない。だから、あっさり八十度の転換をした。その点では法学部は自由な、何をやってもいいということがあるもんだからね。それで官僚制、政治学の方角にボンと行ってしまう。現実の社会実態に。社会実態と言っても、それを担うトレーガーとしての官僚、法曹とかですが、そういった中間的な媒介は現実には動いているものですからね。生きた経験的な媒介ですから。これだったらやっても意味があると思っ、バツと変わった。

〔栗生武夫〕

それまでは私法史です。鈴木禄弥さんが訳されている *Wieder* あたりの近世私法史の線は生活実態と離れているけど、思想史と密接に関係する。教会なり、ドイツの観念論の影響を受けているから実感があるんだ。ドグマ自体に。あれは大きな意味を持ちますね。

ふと見ると栗生武夫さんの *Dogmengeschichte*、法学と神学との近親性、注釈学派のような方法は、それ自体は

Dogmengeschichteの世界なんだけれども、あの知的な社会の中で、我われが納得する一つの世界をぽつと出している。栗生さんのものは意味が大きかったと思う。今までやっていっている「債務と責任」はだめだと。

ただ、今でも民法の人から僕の「債務と責任」はちよいちよい言われるんですよ。そりゃ一番苦労したのは「債務と責任」です。ある意味で思い切りも必要だと思っし、人の批評も大事です。好意的な批評でした。

この時代は、ぐつと、大きく変わっていった時代でしょう。埴さんも、その点では同じではないかな。

京都大学西洋法史研究会

〔埴浩と研究会〕

西村 埴先生は、「封建法書」や「デイゲスタ」の翻訳会というか、田中先生のところでなさっておられた研究会には出ておみえにならなかったということですか。

上山 出ていない。

西村 そうですか。上山先生のお話を伺っていると、出ておいでにならなかったように感じたものですか。初めから、「封建法書」のときからですか。

上山 初めから。

西村 普通なら、当然参加されておられたように考えられますよね。

上山 その研究会のメンバーよりも、埴さんの意識はもつと高かったね。いま思い出しても恥ずかしいくらいだけど、我われは山があるから登るんだくらいでやっていった。田中先生が「やろうじゃないか」というからやっていった。その範囲の中でそれなりにラテン語とかギリシャ語をやりながら。だけど精神的には一番楽しい時代だったな。あの時間が一番楽しい時間だった。今までの学生生活から離れて研究生生活の中に入って、こんな世界があるのかと。ものすごく面白い世界。だから翻訳の面白さは、僕はあるんだと思っんですよ。

西村 「封建法書」が最初に翻訳されて、それから「デイゲスタ」を、第二十巻第一章から翻訳されていかれますが、上山先生は毎回出ておいでになったのですか。毎週土曜日ごとに。

上山 そう。

三成 著作集第一六巻の『ビザンツ法史断片』の最後に著作集への未収録作品を列挙しているところで、「京都大学西洋法史研究会に参加し、ガイウス・法学提要、封建法書、学説彙纂等の邦訳を共同で行う」と書かれています。

西村 僕はね、塙先生から翻訳の話は聞いたことはないんですよ。「ディゲスタ」の翻訳の話は聞いていない。

上山 それはそのはずですよ。出ないのは意識的というよりは、職を持っておられたし、ゲヴェーレなどをやっていたり、レベルが高い。問題意識のレベルが。会にきたら何をやっているんだと感じられたと思う。田中先生もその頃、論文をあまり書いておられないでしょ。学生部長かなにかやつてられたし。そうした中で我われにやらないかと声をかけられた。

〔風間鶴寿〕

だけど、文学部から見たらラテン語も正確じゃない。ギリシヤ語も非常にアマチュア的だ。翻訳の正確さの問題とか。この研究会には風間鶴寿先生が入っていて、最後の土壇場で結論が出ないときに、最終的に決めたのは風間先生だね。民法学、解釈学をやっているから。

ドイツでも裁判官の訓練のためには「ディゲスタ」をやれるということでしょう。この文章をやると法律的な解釈、ドクマティークが練り鍛えられる。最終的に結論を与えるのは民法解釈学。なるほどなあ、と思った。あくまでも民法解釈ということなんだね。法律家の解釈学のための訓練は、判例でやるより「ディゲスタ」をやる方がいい。対立の中で、結論がどうして

聞き書き・わが国における法史学の歩み(五)

も分らない。ああだこうだと、二時間も三時間も議論を続ける。その点の密度は高かったと思うわ。

だけど、翻訳のレベルからすればたいしたことない。法学部だから。その点は認識している。翻訳技術は文学部の方が力があるわけ。層の厚い中から人が出てくる文学部はすごいもんでね。こちらは、アマチュアが、一介の法学部出で何も知らない者がやっている。田中先生も厳密な考証をされるわけではないしね。

何が面白いかというね、法の解釈学のドグマの面白さですよ。結論は一つしかないものを、皆、追って追ってやるわけだからね。そういうものが、ここにはあった。ただこれだけは、対外的に社会的に論文発表はできない。だから、一種の余技ではあるんだけどね。

一方では、「債務と責任」をやっていた。こちらは、磯村さんのところでやっていたんです。磯村さんには、学問的にもすごく負っている。「法社会史」の出版のことでも、磯村さんがみずす書房に話を持っていかれるとか。磯村さんは、自分を買ってくれたわけですけどね。

〔石田喜久夫〕

瀧澤 石田喜久夫先生も京都大学西洋法史研究会に出て「学説

同志社法学 五七巻三号 二八七 (一〇一七)

彙纂」を読んでおられたのですが、塙先生も参加されていて、

研究会が終わったあとと飲んだりしてとか、ともかく皆でやっつてすぐ楽しかったという思い出話をされていたのですが。最終的に原稿にまとめないといけないけど、それは置いておいて、やっている最中は楽しかったと、その頃の話をされていたように思いますがね。

西村 確かに田中先生の会に塙先生が出ておられなかったという、上山先生のお話は妙ではありませんね。

上山 なんとも、はっきりとは断言できないけど、塙さんはこれにはあんまり、法制史としての意味は見てなかったんじゃないか。だいたいローマ法でしょ。「デイゲスタ」だから。ゲルマン法のゲヴェーレと世界が違うんですね。ゲルマン法とローマ法とは、案外と別の世界だということもあるでしょ。僕らにとっては講座の関係でね、田中先生がゲルマン法もローマ法もやるというような講座の枠の広さで両立してはいたけど、本来は別ですわな。しかしこの世界はこんな世界かということ初めて知ったものだから、一介の何も知らない者がラテン語とかやるものだから楽しゅうて、あの頃は。

明治生まれ氣質

上山 西洋法史研究会には牧健二さん呼んで食事をして、それは面白い話をしました。教授の奥さんを取り合いしたりしたとか、学生と駆け落ちしたとか。まあなんとするか露骨な話も出たりして。滝川幸辰先生のことなんか出ました。

いやいや、決して悪い意味で言ってるんじゃない。露骨な話が食事のとき出たといっても、つまりは、あの当時、明治生まれの人にはまったくそれが普通のことだった、ということですね。それに、その方がほんとだと思う。今の方が偽善だと思わね。

西村 基本的に、民主主義の社会は偽善と密接な関係があるのでしょうか。

塙浩の研究の歩み再論

(「ゲルマニスト」)

三成 塙先生は最初、田中先生のもとで西洋法制史を勉強されて、のちに、世良先生のところ内地留学なさいましたよね。上山先生の目からごらんになると、この頃の塙先生はバリバリのゲルマニストという位置づけだったわけですね。

文献目録では、塙先生が教会法に関心を移していくのが昭和

四八年からです。四六年にフランスに行つてこられて、この時期から変わりつつあったのかも知れません。それまではゲルマニスト的なお立場で部族法典を論じたり、シャテルニなど国制史的な問題を論じておられますが、ある段階から、教会法、ローマ法、訴訟法と変わつていつておられます。

上山 母胎に回帰していく感じがあるね。

三成 塙先生のご研究の発展は何段階かに分けることができるように思われますが、それぞれの画期に何があつたのか、また、各段階で先生を取り巻いていた環境はいかなるものであつたのか、お教え願えませんでしょうか。

〔塙浩的法史学の創造〕

上山 一番初めは学界の大きな流れの中にあつて、西洋法史学の課題に立ち向かおうと、燃えていたんでしような。各人が強烈な意識を植え付けられたからね。塙さんも触発されて、封建裁判、ゲヴェーレに惹かれたんでしようね。その仕事で神戸大学に行かれる。

ただ実際には本来的にはそういうものと合わないで、しだいに自分の好みのところに移つていくうちにフランスを経て、ビザンツとか、フランスのラテン的なものの世界に惹かれていくという感じじゃないかな。

ゲヴェーレ論なんかでも元来は法制史が作りだした *Dogmengeschichte* だけど、そうじゃない法史を塙さん自身も独自に感覚的に切り拓いていくかたちを採っていく。そのうち世界法史へ。世界法史でも、できあがつたものは相当に違ひますわね。世界法史でもドイツのツヴァイゲルト・ケッツの比較法概念があるんですね。あれも田中先生の法体系論とは違ひかたちの、ドイツ人の作つた私法史を中心にした法圏、ゲルマン法圏、フランスのラテン法圏、イギリスのアングロサクソンの法圏、イスラム、極東の法圏を中心にするような、ちよつと現代的なかたちをしている。塙さんはそういうものを作るわけでもない。手探りで感覚的に自然に、こんもりと作りあげられ、できあがつていったんじゃないかな。

初めからさっきの講義案のように大きな枠があつたわけではないと思う。講義案なんか虚構のようなものだわね。そういうものではないと思うな。これとは別のものだと思う。学生用の講義案と、塙さんが作りだしているものは違ひではないかと思うね。

八 田中周友

『世界法史概説』

上山 田中先生の世界法史も、読むと大したもんやね。この当時の人は翻訳と自分の論文との境がなかったですね。意図的に隠した人もいる。よく見ると種本があるじゃないかとなる。

誰でも種本を持つけど、繊細なかたちで自分の言葉に移しかえて分からないようにする技術ね。田中先生は優等生だと思いう。先生が語った言葉になっている。塙さんにはこれだけの技術はない。だから正直に翻訳として出す。

本来はそれを読んで自分の言葉に移しかえて、種本があるけど巧みに自分のものにする。これは、日本人は皆やっていることですよ。塙さんは、それを、ようしない。明治以来、日本人は皆それをやってきている。

西村 ある意味では、もうそういう時代は終わったんじゃないですか。

上山 そうだな。専門家から見ると裏が分かる。このかたちでは書きたくない。学者としてはね。そうなっていくでしょう。

田中先生の『世界法史概説』は、しかし一種の啓蒙書としてはよくできている。日本法系の部分についても、それなりに要

領よくまとめて書いている。

岩野 塙先生も日本法制史を勉強されていたんじゃないですかね。近代の継受のところだけが、講義ノートのかたちで出ていますが、古い時代のこともやっておられたかもしれないね。

しかし田中先生の『世界法史概説』はスケールが大きいですね。

瀧澤 昭和四二年に出ていますね。

西村 いや昭和二四年に、京都の三和書房から『法史学 第一部 比較法史学(比較法制史)』および『法史学 第二部 ローマ法』の二冊として出され、翌年、英米および東洋法文化などを追加されて、出版社も有信堂に変わって、それからずっと続いて有信堂から出版されていることになりました。

上山 有信堂というのは、京大関係の人の出版社ですね。

岩野 話が別になって恐縮ですが、私の持っている昭和四二年版の『世界法史概説』の扉の頁に「滝川幸辰先生に捧ぐ」という献辞が印刷されているのですが、どのようなつながりがありましたらよかったのでしょうか。

京大事件のその後

上山 田中先生は、戦後、パージになったでしょ。滝川事件で

の残留組。田中先生は末席だったんです。戦後の一時期、大学に籍をおいたんだけどね。赤井節さんがそのときの弟子なんだけども。もともと滝川幸辰の信頼があつて、学部行政とか図書館長とか学生部長をやられたので、滝川幸辰と近かつたということでしょうね。

岩野 田中先生は、昭和二十年一二月に依願退職、昭和二十二年三月に専任講師で復帰されています。

西村 依願免官で私立の福知山工業専門学校に行かれて、そのあとで戻ってこられる。そういうことですね。このことを塙先生が「妙だな」とおっしゃっていた。今の上山先生のお話のことをご存じなかつたんですよ。その話は、私も初めて伺いました。

上山 そうかもしれないね。あまり出ない話だものね。

西村 残留組は、全員ということですか。

上山 そらそうです。

西村 そういうことでしょうか。

上山 滝川幸辰は法学部に政治学の優秀な人材を迎え入れるという大きな功績を残されたが、概して法律学関係ではあまり反りが合わない人たちが多かったのではないですか。

西村 滝川先生については、我われもあまりいいことは聞きま

せん。伊藤孝夫さんが出された『滝川幸辰』（ミネルヴァ書房、二〇〇三年）にも似たようなことが書かれていますね。近い人ほど大変だったみたい。

大学への残り方——西と東——

岩野 田中先生は、どなたのお弟子さんになるんですか。

西村 春木一郎先生のお弟子さんだと時間がいりませんね。田中先生は大正一一年でしょう、ご卒業は。

岩野 田中先生は、法学部独逸法律学科を、大正一三年三月にご卒業ですね。大正一五年一月に留学、昭和四年三月に帰国、そして同年三月に退職された春木先生のあとを受けて、同年同月付けで羅馬法講座を担当されています。つながることはつながらんのですが。

西村 大正一三年の卒業で、同年四月から六月までが助手、六月から大学院入学、特選給費学生を命ぜられて、大正一五年一月までその身分が続いて、そしてこの一月に留学。大正一三年ですと、帝国大学の法律学科の卒業生が無試験で判事検事試験や弁護士になれる特権が丁度なくなつた頃ですね。

それはともかく、岩野さんの言われたことですがね、おそらく別に誰も指導教官がなくてもいいということじゃないかな。

これだけやれる人だから残そうということだったんでしょ
うな。

上山 そうそう。法学部の先生は学内成績がよかつたらいい
と。

岩野 そうですね。大正一三年三月の学部卒業と同時に助手に
なり、大正一五年一月に留学ですから、誰のお弟子さんかとい
う発想は、確かに現代的にすぎますね。

上山 学内成績がいいと残すのは東大でもそうだし。その点で
はいいところと悪いところが出る。いい者だけではないし。法
学部は、だいたい成績がいい者はいい業績を残している。大半
は、その法則があたっているんだね。

岩野 上山先生の先生はどなたですか。

上山 田中先生ですよ。僕なんかそんなエリートじゃないもん
だから。シベリアから帰って学生生活に戻って、ともかくも卒
業ということになったんだけど、どこも就職がないもんだか
ら。しかたなしに田中先生のところに行ったら、「お前残れ」
というような声をかけられたので、残ったということなんで
ね。

西村 田中先生の心づもりとしては、ローマ法をやらせるおつ
もりだったんですね。

上山 そうなんだ。

岩野 学部時代に田中先生のゼミに出られて、ということはあ
ったのですか。

上山 そうじゃない。卒業して、どこも就職するところがなく
て。学者になるとは夢にも思わなかったからね。

岩野 田中先生に直接に手ほどきを受けられたこともないので
すか。

上山 ないない。

岩野 全部、独学ですか。

上山 法学部にはすべてそういうところがあるもんだから、僕
らずつと語学に対するコンプレックスがあるのはそのためです
わ。正式に訓練を受けてない。ドイツ語もやっていない。みん
な我流。翻訳もそうでね。大学を出たなり、こういう世界に飛
び込んで。学部時代、文学部のようにやっておけばね。ただそ
れをやるよね、一つのテーマに喰らいついたら退官までとい
うか、一生それに喰らいついていくところがあるでしょ。
文学部は、そういう教育方法をやっているから、そうなる。訓
練を全然しないのは、法学部のあり方の特徴だね。特に京都は
ほつたらかし。だから僕のように、ぱっと飛んだりできる。

日本はね、東大が典型的だけど、助手に採ると海外留学させ

る。海外留学したら、日本は一種の輸入の学問だから、先生は自分がドイツに留学したときのシュレーの学問を日本でやっているけど、助手が行ったときにはシュレーが違っている。向こうのシュレーの対抗関係が先生と助手の間にできてしまう。その助手を助教授に持つてくるものだから、先生と喧嘩をする。新しい波を持つてきたものが古い波に乗っている教授と対立して、師弟関係がギクシャクする。それがモロに出るのは講座制のあり方なんでね。典型的に東大にある。

京都でも師弟関係は難しい。ライバルになることもあるけど、京大の場合、京大事件があるものだから、そういう関係の中で、どう生きのびていくか、講座をどうするかという苦労をするわけです。なるべく内部的な静いをしないように、しないようにする。成績のいい者は採る。信頼しよう、と。彼がどうしようと自由だというようにするもんだから、入ると、師弟関係ではないわけ。文学部のように神様と接するというかたちじゃなしに、恵まれたエリートのかたちで採る。一対一で自由な関係です。

我われと田中先生との関係も、文学部のようなものとは違う意味がありますね。その代わり、自分が責任持たないといけないけど。やり方がへまだと一生烙印を押される。こつちも必

死に應えないといけない。普通なら先生のエピソードになりがちだけど、それから離れるというよさはあるんじゃないかと思うね。ああいう仕方は。

京大事件が大きくあったからね。お互いに他のところには口を出さないようにしようということがあるから、よき時代と言われることがある。

九 埴浩的法科風法史学

ルーツ

〔六法分野ごとの法史〕

三成 上山先生のお話の中で、埴先生が民事訴訟法とか商法とか、法学部のための法制史を念頭においておられたのではないかとご指摘がありました。そのご指摘は、たいへん刺激的です。文献目録を拝見しましたが、六法それぞれの分野ごとに「〇〇法史」を書かれておられます。

長い間、西洋法制史は、その実、国制史であったり、制度史であったことが多かったと思いますが、埴先生は敢えてそれを拒否して、民事訴訟法とか商法とか刑事訴訟法とか、それぞれの分野ごとの基本文献を意図的に選んで翻訳なさっている印象をうけます。それは、法学部における法制史の役割や位置づ

け、法律学という学問における法制史の貢献を強く意識しておられたせいではないでしょうか。

〔現行法学者の手になる法史〕

上山 塙さんは、世の中の大きな動きに対して疎遠であり、隠遁的な性格かというところ、そういうわけでもない。ある世界の動きに対しては意外に敏感な触覚を持っておられたと思うんです。東欧が、日本人の中で新しく関心を持たれ始めた。ある面で隠しながら、本当のところはそういうものへの関心を自分の文筆の中でも出したいということがあったと思う。出し方は抑えているだけだね。

商法史でも、民事訴訟法史でも法制史が作り出したのではない。法制史というのはそういう商法史とか民事訴訟法史というようなものじゃなしに、ドイツだったら私法史、公法史でしょう。マルタンにしたって、法制史でしょ。

その一方で、商法学者が自分の中のルーツを、生い立ちを探るといって、商法学者が作り出した商法史があるわけです。このところに塙さんは目をつけたと思う。民事訴訟法でもエンゲルマンのように、民事訴訟法学者が探り出したルーツをたどっていく。ある意味で非法制史家ですわ。そういう人たちのものに目をつけるのも、資料の発掘の場合と同じようにことが言える

んじゃないか。

法制史家はそういうことに関心がないから、それをしない。

既成の概念から外れるけれども、「こういうものが本当ではないか、現場の商法学者が持っている法史、民訴学者が、民訴を教育している者が持っている法史、こういうものが法史ではないか」という観点を実際は塙さんは持っておられたと思う。

現行法学者と通底する法史感覚

上山 我われは法史学という講座の枠の中にいて、その枠の中では体系性を持って法制史をやっているけど、彼らの場合は現行法をやりながら、自分の学説の沿革をたどり、出してくるもの、これも広い意味では法史だった。これこそ本物の法史ではないかと、塙さんは考えられていたのかもしれない。法学部の中の法制史のあり方より、こちらの方に存在意義があるのではないかと、塙さんは考えたのではないかと思えますね。既成の、我われの作りあげてきた講座の枠の中にある法史学の枠から外れたかたちを探る。だけどこちらの方が本当の法制史だ、と塙さんはみたのではないか。

我われの場合、法制史について、どうしても法科風か文科風かという発想から出られないでいた。文学部系統の西洋史の枠

の中にあるのか、法哲学の中、法律学のドグマテイクの中にあるのかという枠で発想しているけど、塙さんの発想は、それを壊しているような感じがあるね。ありゃ、と思つて。

たまたま中野貞一郎さんがエンゲルマンの民事訴訟法史を訳している。あの大家が、民事訴訟法史関係の書物の中で一番いい本だとして選択した選択眼と、塙さんの選択眼が一致しているのは偶然ではなくて、現行法学者が法制史に対して持っている感覚を、塙さんが摘み取っているということでしょうね。考え方によつては、塙さんは既成の法制史の概念から外れたかたちを採っているような気がするんですね。

岩野 塙先生の随筆集に寄せられた石部雅亮先生の追悼文の中に、西洋商法史を書く力量を持たれたある商法学者が、塙先生の商法史、著作集第七巻、一七巻の『ヨーロッパ商法史』続ヨーロッパ商法史』だと思つのですが、それが出たために、商法学者は商法史を書けなくなつてしまつた、と述懐していたと書かれています。何げなく読みすぎたのですが、重みのある述懐だつたんですね。

上山 そうだと思つね。

岩野 海商法を専門にされていた同志社大学のある先生も、塙先生の商法史関係、法史関係の研究に強い関心を示されてるん

ですね。リップサービスでそう言つて下さつたのかな、と思つていましたが、そうではないということですよ。

上山 そうだろうね。

現行法学者の理解できる翻訳

西村 塙先生の訳は、実定法の方が読んで、意味が通じる翻訳なんですよ。実定法の方が読んで意味が通る翻訳というのは、なかなかないですよ。

瀧澤 本題から逸れますが、エンゲルマンの「民事訴訟法史」の翻訳を、塙先生はされています。先生は、第二期の著作集、つまり一九九八年以降刊行された著作集の中に早い段階で収録される予定でおられたのですが、エンゲルマンの作品は中野先生を中心に阪大グループも翻訳をされています。信山社が、中野先生に「本にしないか」と声をかけられたようで、それで塙先生は収録されることをご遠慮されたようです。

神戸に中野先生のご令息がおりまして、「お父さんの本はどうなつていふのだと聞いてもらえないか」とお話ししたところ、中野先生ご自身が、「塙訳を出してください」とおっしゃつたそうです。そういうお話があつたものですから、今回、編集中の著作集第二十巻に載せることができました。

西村 わずか三年間の大学生活ですのに、法学をよく勉強されたなと思います。

岩野 塙先生の随筆を読むと、たとえば日仏学館に通われてフランス語を勉強されたりで、学生時代の先生には、法律を勉強されている雰囲気はあまりないですね。

瀧澤 本当にそうですね。

岩野 才能があり、体力もあるというか粘り強い方だったみたいですから、ご自分で勉強したということなのでしょう。

上山 訳そうという意欲が出てくるまで関心があるということ、自信があるということでしょう、相当に。ローマ法の現代的慣用というような現代的解釈というところまでは、本当の解釈学者の意味での仕事までは関心を持っておられない。あくまでも人文主義的な方法、法学でも人文主義的な方法の法史学にアプローチされている。その点での一致でしょうね、これは。

十 西洋諸国法史

教会法、北欧諸国の法

西村 三成さんがさっき紹介された「西洋法史学の課題」の中にあつたことですけど、教会法というのでも大きな問題ですね。

ローマ法もあるけど、教会法が分かんるとヨーロッパのことは

本当は分かんのかもしれませんね。そういう気はしますですね。

民法の関係で言うと、教会法もそうだけど、フランスのバリの慣習法からフランス民法に入っているのがずいぶんありますよ。あのところが本当は分かんといかんのですが、まだやる人がないですね。

今の民法をちゃんと分かろうとすると、分かんことがまだまだいろいろありますよ。なんでこんなことになっているのかということが。一つの問題を扱うとき、全体が分からないと話が進まない。全体が分かるといのが大変なことで。皆、少しずつ手分けしてやらないといけない。

上山 カノン法でも、キリスト教を知っている人が法制史をしてカノン法に入ると、そこからあまり出てこない。日本の場合はどうしてもそうなる。

西村 カノン法なんていうと、それこそ食べていけない。まだローマ法だとなんとかなるけどね。イギリス法の関係は、カノン法の影響の方が強いでしょうからね。ローマ法もありますけど、ローマ法にカノン法が組み合わさって法学的なものが出てくる。

塙先生はイギリスのものはほとんどないんですね。アイスラ

ンド法史はあるけど。平成元年、一九八九年に出たオルフィールド「アイスランド法史抄」。

上山 アイスランドは、カトリックじゃないですか。

西村 なぜ、アイスランド法史なのかな。

上山 一連の北欧のものとのつながりからきてるんじゃないですか。

岩野 著作集第十巻には、ほかにスカンディナヴィア、スウェーデン、フィンランド、バルト諸地域の法史に関係した諸論文が入っていますね。

上山 もっと塙さんが長く生きていたら、そういうローマ法の圏外を出て、案外、カノン法、そしてビザンツ帝国の法圏にまで行かれたんじゃないかな。一種の回帰現象じゃないけど、初めに宗教学をやつてられたし、年齢がいくと宗教的なものにもだんだん関心を持つていかれたのではないですかね。

東欧諸国の法への傾斜

三成 業績文献リストに示されておりますように、世界法史に向けてユーゴスラビアや東ヨーロッパに目を向けられるのが昭和六十年前後からです。それは、先生が神戸大学にご勤務なさっていた最後の時期にあたります。東ヨーロッパから北欧のこ

とを平成二年くらいまでなさつて、それからもう一度フランスに戻つておられる。この時期に集中的に東ヨーロッパや北欧に目を向けられたのは、なにか意味があったのでしょうか。

瀧澤 ただ、すごいなと感じるばかりでしたが。

三成 この時期からどんな対象がいろいろな国に広がっています。昭和五九年からチェコ、諸国法史に移っているのですが、思うところがありになったのか、特に集中的になさつておられる気がします。神戸大学のご定年を控えて、全ヨーロッパを見渡す最後の段階に達していたということかもしれません。

ただ、東欧に関しては二十世紀まで扱っているのをみますと、東ヨーロッパ諸国のその後の動乱を見据えて、西欧と東欧との法的共通性を語りたかったのだらうかという気がしないでもないのですが、これは多少うがった見方かもしれません。

上山 その当時、東欧に集中していますね。これもやはりローマ法継受には絡んでいるね。

瀧澤 東欧の動乱を見据えられたのかどうか、なぜこの時期に、ということまでは分かりませんが、「西洋法史学の課題」の中で、スペイン、東欧、北欧諸国の法史を研究して、国別、地域別の比較研究を進めないとだめだ、と言つておられたわけ

ですから、この関係の諸作品が出てきたこと自体は不思議なことではないわけですね。

著作集第九巻、十巻『西洋諸国法史』の「はしがき」の中で、ここに収録された作品は、「従来英、独および仏に殆ど限られて来た、西洋における法史の研究範囲を、およそ、ヨーロッパと常識的に呼ばれている地域や諸国ないしその周辺に、そして更には、「西洋」と呼ばれているそれら(即ち、ヨーロッパの他に、アメリカが入る)に拡大すること、そしてこの作業により、殆どわれらには未知の様々な法史を知ることと同時に、それらを、可能であれば、比較しうる下準備」だ、という趣旨のことが書かれています。この問題関心は、三五年前に「西洋法史学の課題」で示された四つの課題のうちの一つとびつたり重なっています。

英、仏、独、イタリアだけが西洋じゃない、そこだけやっていても西洋法史にはならないんだ、というお気持ちをずっと持ち続けておられる中で、文献の集まり具合とか、東欧に関係した仕事にようやく取りかかれる状況ができた、ということなんじゃないでしょうか。

岩野 その状況ができるにあたって、上山先生が先ほど言われたこと、「東欧が、日本人の中で新しく関心を持たれ始めた」

ことが隠れた力になっているのかもしれないですね。

西洋とは

岩野 いま気がついたんですが、埴先生が、「西洋という枠」にこだわっておられたことは講義ノートからも分かります。かなりの頁をさいいて、「西洋」「ヨーロッパ」とは、ということに触れていますね。

いつも持ち歩いておられたという「重要 講義ノート」の最初のところで、西洋法史学の「地域範囲(舞台)」はどこかを書いておられます。六頁には、次の記述があります。「15c頃までは、ヨーロッパ文化圏は、大体において、今日のポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリーを、および、ユーゴスラヴィアの西北部の小地域(クロアチア、スロヴェニア等)を含む地域である(イタリアは固より、北欧も、これに入る)。このため、ビザンツ法文化圏は、今日のトルコ、ルーマニア、ブルガリア、ギリシャ、アルバニア、ソ連邦、および、大部分のユーゴスラヴィアの諸地域を含む」。

この点に関する参考文献として、埴浩訳「東欧中欧法史雑記——波、羅、布、土、各国法史抄および東部中欧中世ローマ法継受史抄——」(『神法年報』二二)と「中世および近世におけ

るスカンディナヴィア法史とローマ法(同 四)を挙げ、おられます。波とか布とか、サブタイトルが長くないための配慮でしょうが、これではどこの国なのか、学生や一般の人には分からないですね。

この論文は第九巻に収録されていますが、波はポーランド、羅はルーマニア、布はブルガリア、土はトルコのようにです。私に分かるのは、土ぐらいですね。

三成 この巻には、ロシア法史も収録されていますが、ロシアはどういう関係になるんでしょうか。

岩野 講義ノートの別の頁に、こんなことが書かれています。

「——「ヨーロッパとは何ぞや?」という問題自体が多義であるが、地域範囲の点でもまた同様(地理学的にはウラル山脈以西か?)。但し、「ヨーロッパなるものの地域的範囲を、法文化史的観点から論じたものに、P. Koschaker 説がある(補説を参照)。このため、本講義の舞台は、ヨーロッパおよびその周辺ということにする」。

「——こうすれば、時により、地中海東部やロシアやアフリカ北岸、等も入りえて、便宜である」。

補遺のところにKoschaker 説の解説があつて、ヨーロッパとは「ヨーロッパ文化」の支配するところで、したがつて「この

文化の範囲の地域的な伸縮に應じて、ヨーロッパは伸縮する。例えば、ロシアの地域は、ビョートル大帝(1762)の西欧化政策の以後に初めてヨーロッパになる如し。それまでは、それは、或る時期以後は、ビザンツ文化圏である」。この場合のヨーロッパ文化はゲルマンとローマとキリスト教とが融合することでできあがつてきているものが考えられています。

それに対してビザンツ文化圏というのは、「ローマ、キリスト教、ギリシヤないし東部(＝地中海東部)の、三種の文化が融合した一文化」であると説明されています。

ロシアはですから、「ヨーロッパの周辺」であつたり、「ヨーロッパ」であつたということ、ヨーロッパと不即不離の関係にあるということでしょうか。

瀧澤 第九巻の「はしがき」で、先生は、「西洋諸国法史」と言つても、「ヨーロッパ法史」ないし厳格な意味での「西洋法史」と称しうる程の、「一つに融合した、大きな構想のもとに記された法史ではない」と言つておられますが、西洋諸国の法史を一つに融合して描くことを可能にするものについて、先生が何か見通しを持っておられたのかどうか、今となつては分かりませんですね。

岩野 上山先生が最初に言われたローマ法の文化圏、政治圏、

ローマ法の継受というキーワードが、西洋諸国の法を涉猟されるさいの先生の念頭に少なくとも一つあったのではないでしようか。

世界法史

西村 法圏だの、世界法史だのはどなたの発想ですか。穂積陳重先生、東京大学にアメリカから明治の初め来たウイグモアとか。

瀧澤 それはちよつと今は何とも言えませんが、上山先生のお話では、塙先生が「僕は最近、世界法史の方にだんだん行っているんだ」とおっしゃっていたようですが、本当に「だんだん」だったように思いますね。まず「世界法史」ありきではなくて。「西洋法史」を「西洋諸国の法史」というかたちで描いているうちに、田中先生から手ほどきを受けられた「世界法史」の構想が塙先生のお仕事の中でも現実味を帯びてきたということではないでしょうか。

『西洋諸国法史』の「はしがき」に、一連の諸作は「眞の『世界法史』の叙述を夢みて、物にされたものではない」と書かれる一方で、「将来もしそのようなものが何びとかにより可能となるのであれば、本作品は、その僅かに一つの礎

石を提供するだけのものにすぎない」と書かれておりますから、ともかく、「世界法史」を意識されるようになっておられたことは間違いないことだと思います。

西村 瀧澤さんが業績を紹介された最後のところで、先生が一番されたかったことは、私法史を中心とした、世界の法史を研究することできなかったかと言ってられたけど、塙先生が私法史に行かれたのには、一つは大竹先生との関係はないんでしょうね。

大竹先生は日本法制史でありながら、あるいは、日本法制史だからか、外国の私法史にきっちりした関心をお持ちだったですね。同僚でしたから、そういうこともあるかなと思ったりするんですが。

岩野 大竹先生の藩法史料調査に同行されたお話は、大竹先生の追想文に書かれています。猛暑の中で関係史料を接写するんだけど、大竹先生はバテてもうやめようといっても、塙先生は上半身裸という勇ましい格好で作業を続けられたそうです。史料調査の間、十日間ほどかな、ずっとそうだったそうです。ただ私法史について大竹先生の影響がどうかは分かりませんけど。

西村 いい仕事をしているという、同僚としての評価はあるん

じゃないかしら。

岩野 追想文の中に塙先生の学風について書かれています、高く評価されているように、私も思います。

十一 なくさみ

西村 しかし、塙先生は、上山先生がお話になられたように、職人的な生活環境を大事にされましたですが、今でいうと、メールができないまま暮らせるというようなものやね。例えて見れば。

三成 ワープロは比較的早く使われていたのではないのでしょうか。

上山 どうやら、機械化はしていたらしいな。

西村 O A化は比較的早かったですかね。それに、模型の汽車を走らせて、楽しんでおられたのちがいますか。

瀧澤 私も一度見せてもらいました。

上山 模型を買って、それとも作って。

西村 買ったものです。

三成 私も拝見したことがあります。

岩野 今は、どこかの高校にあるのではありませんか。陽子先生が寄贈されたとおっしゃっていました。

三成 それから外国に行かれたときは、行かれた先さまで、辞書もそうですが、お人形を買っておられたそうです。

西村 何とも可愛いお話ですが、それにしても、塙先生のお父様は何をなさっていたんですか。何か、しかし、塙先生にお目にかかって、育ちのいい方だなと感じたのですが。

岩野 来年三月に、陽子先生にお話をお聞きして、活字にすることを予定していますので、そのときに伺ってみます。

西村 今日は上山先生から珍しいお話を伺いました。塙先生以外のことも珍しいお話を伺って。

岩野 本日は、年末のお忙しいときにお集まりいただきまして有り難うございました。西村さんにはわざわざ九州からおいでいただきました、感謝しております。これで、「塙先生の法史学」をめぐる座談会を終えさせていただきます。

おわりに

岩野 「塙浩先生の法史学を語る」座談会は、年の瀬も押し詰まった二〇〇三年十二月三日（火）の午後、同志社大学光塩館第一共同研究室で行われた。全一九巻の『塙浩著作集』をブックトレーに載せ、それを時々ひとときながら、座談は進められた。

上山先生のお話には奥行きと広がりがあり、人を魅了してやまない、リズムのある話法と相俟って、座談会は楽しくもまた知的な雰囲気にも包まれた。上山先生の知的遍歴はわが国の法史学の歩みに大きな刻印を残され、また現在もお残され続けておられる。先生の知の源泉のすべてに触れたいという思いを一層強くした一日でもあった。

西村さんは、含蓄のある言葉を重ねられ、座談会の舵取りの役割を自然なかたちで引き受けてくださった。瀧澤さんは、著作集第二十巻の編集責任を引き受けられたこともあり、著作集の全体に目を通され、ここぞという所で重みのあるお話をしてくださった。三成さんは、座談を先へ先へと進めることになり、埴法史学を理解するための重要な論点を節目ごとにだし、話の流れに勢いを与えてくださった。

埴浩先生の令夫人であられる埴陽子先生を座談会にお招きすることも考えたが、別の機会にお話を伺うことにした。今回の座談会で話されたことをご報告し、それについての感想を交えながら、陽子先生からご覧になった埴法史学を語っていただくと思う。